

第101回（2022年）

# 定例総代会議案書

- 期日 2022年5月28日（土）
- 時間 11:00～14:50（予定）
- 場所 伊都キャンパスセンターゾーン  
生活支援施設（ビッグさんど）地下食堂

九州大学生生活協同組合

<http://www.coop.kyushu-u.ac.jp/>



# 第101回総代会議案

## <議事次第>

開会の辞

1. 理事長あいさつ

2. 議長・議事運営委員選出

3. 書記・議事録署名人任命

4. 議案提案

第1号議案 2021年度の事業・決算及び欠損金処理(案)承認の件  
(監査報告を含む)

第2号議案 2022年度事業計画・予算(案)承認の件

第3号議案 定款一部改正の件

第4号議案 日本コープ共済連合会加入の件

第5号議案 議案決議効力発生の件

5. 討論

6. 採決

第6号議案 役員選挙の件

閉会の辞



# 第1号議案

## 2021年度の事業・決算及び 欠損金処理(案)承認の件 (監査報告を含む)

活動報告は巻末(P59～)をご覧ください。

そしき部活動報告  
体育会総務活動紹介

## <2021年度事業報告>

### 【1】2021年度の事業環境と基本方針

1. 2021年度は、2月28日までの「緊急事態宣言」終了で始まった。しかし、5月12日(延長し6月20日まで)から「緊急事態宣言」、引き続き6月21日(7月11日まで)から「まん延防止等重点措置」、8月2日から再度「まん延防止等重点措置」、8月31日までが期限であったが、8月20日より(延長により、9月30日まで)「緊急事態宣言」、オミクロン株の影響で1月20日から福岡県独自のコロナ警報が発令され、27日から(延長により3月6日まで)「まん延防止等重点措置」が適用された、概ね半分の期間が制限された期間となった。

2020年に比べると、九州大学においては、対面授業の比率が増えたが、感染拡大対応の国の規制によりオンラインへの移行と感染減少による対面への移行が繰り返された。

日本経済全体は、製造業の一部が成長を取り戻しているが、サービス業全般に深刻な影響が継続している。大学も、行動制限により、オンライン授業が中心になるとキャンパスの活気は失われ、大学生協事業も2年連続で大きな痛手を受けた。2021年の1月から12月では、小売合計で+1.9%で2兆8111億円前年プラスになったが、2019年対比では△0.6%に終わった。2022年の1月は+1.6%、2月は△0.4%の前年比で低迷が続いている。景気動向調査での改善の傾向が出ると感染が拡大し、規制がかかり悪化する繰り返しとなった。世界的な感染の拡大や気候の変化が世界経済に大きな影響を与えている。ロシアによるウクライナ侵略により、人道的な被害はもとより、世界経済の先行きに大きなマイナスとなっている。特にエネルギー価格の高騰と、穀物生産への影響が懸念される。

コロナの影響での世界的な物流の混乱が継続している。物流の混乱に加えて、急激で大幅な円安より、輸入物価が高騰し、国内の物価上昇に結び付く構造となっている。総務省統計局の物価統計では、2021年度(暦年)は、総合で前年比の△0.2%、生鮮品を除く総合で△0.2%、生鮮とエネルギーを除く総合で△0.5%となり、2020年(それぞれ、0.0%、△0.2%、+0.2%)と比較すると、下降基調となっている。ただし、9月以降は、ガソリン価格等のエネルギー価格の値上がりがあり、総合で7カ月連続で上昇している。エネルギーを除くと、マイナスの傾向が続き、生活実感と統計上の乖離がある。4月以降は、更に値上げが予定されていることもあり、2022年度は、物価上昇が予測される。日銀の3月実施の「生活意識調査」(4月8日発表)では、物価上昇するととらえる層が増加し、今後の行動で節約する層が増加している。消費の先行きは不透明となっている。

最低賃金は、2020年は事実上据え置きとなったが、2021年は再び大きな上昇となった。

日銀の企業物価統計(2月の速報)では、国内物価指数が前年比+9.3%、輸入物価指数で前年比+34.0%と大幅に上昇している。これは、企業の内部努力の範囲を超えている。

生協の調達する食材でも2021年度全体で値上がりが続いた。九州大学交渉力により、エネルギーの調達コストが安定していたため、かろうじて値上げ分を吸収できていた。しかし、2022年に入り、米を除き食材の値上がりが急激に進んでいる。

2. 生協が行っている、学生生活実態調査(傾向地の把握)では、九大生の収入は、この間下げ止まった感がある。ただし、奨学金の依存度の相対的な低下や1年次・4年次のアルバイト収入の低下もあ

り、2021年は、相対的に収入が減った結果となった。2020年にオンライン授業の影響と見られる自宅生の外食の大幅減少がみられたが、2021年度は2019年以前に戻ったようだ。自宅外生は大きな金額の変化がなく、実際の食事の内容に偏りがある懸念がある。奨学金の依存度が高い学生が散見されるところが気になるところである。

3. 九大生協の最大の課題は、大型投資の連続で、3年続いた大きな赤字からの脱却で、経営再建を安定軌道に乗せることだった。黒字を継続して生み出せる経営体力を作ることを目標にしている。

① 但し、損益の改善する一部を原資とし組合員の利用結集を強化することを基本課題としている。

1) 利用者の声に基づき事業の強化

2) ポイント還元の利用拡大

還元額は、国の増税緩和策の5%還元を含め、前年は1270万円がダウンロードされた。2021年度はこれを大幅に下回り、835万円のダウンロードにとどまった。国の5%還元の影響が前年は大きかった。

3) ミールプリペイドの普及の拡大(5万を使い切ることが前提であるが、対象としている食事・パン米飯・食品・飲料は利用した価格の5%引きとなる)。

これも、利用の減少でプレミアの発生(ダウンロードされた金額)は、1237万円、前年の933万円からは、増加したが、2019年の2042万円から見ると、60%程度となっている。

4) 組合員対象の割引企画

通常期の毎水曜日の食事10%割引、毎金曜日のタイムサービス食品10%割引の継続、書籍の特別割引企画の充実、まとめ買い企画の提案など

5) 全学共通カードの生協プリペイド機能の利用場面の拡大

6) 食堂の価格は、最低賃金の上昇や食材の高騰を受け、やむを得ず実施した2018年の30年ぶりの価格改定とその時据え置いていた定食等は、2019年の10月の消費増税時に改定している。それでも、ライス価格の据え置きを含め増税分の転嫁を緩和した。

学生生活実態調査での生活実態を考慮し、可能な限り現行の価格を維持していく。

一部サンマなど不漁の影響での価格高騰へは、メニューの選択制の維持などで、臨時の不漁等の理由による価格改定の制度を作ったが、想定以上の不漁で適用はできなかった。

相次ぐ、食材の高騰のため、食堂の価格改定の検討開始を2月理事会で決定し、利用者に案内を行っている。4月中旬から伊都の食堂で使用するコメを変更することにより、当面の値上げを回避することを合わせて周知している。

② また、2018年度の通常期の1日の利用平均利用人数は15,000人(回)前後。ビッグドラ2店舗の生協運営開始や、2018年秋オープンのイースト地区の利用増により、17,000人(回)に増加していた。コロナの影響で、大幅に利用人数が減少しているが、コロナ後を見据え、混雑緩和や魅力ある店舗づくりの強化により、引き続き利用人数の増加をめざした。

③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を事業総剰余除した比率)を目標とした。ただし、コロナ影響があることと、雇用調整助成金の収入は本部の事業外収入とするため、2021年は目標を設定していない。

中期目標                      合計 60%    販売40%    食堂55% (複合50%)

2022年度以降の目標    合計 69.4%    販売45%    食堂60% (複合55%)

4. 事業改善の重点として以下を掲げた。

① 昼食時の混雑緩和

- ② 教科書の採用活動の強化
  - ・カリキュラムに基づく教員への受注活動を徹底する。
  - ・採用教科書(生協取扱)の一覧表を作成し、入荷案内の強化を行う。
- ③ 販売系共通
  - ・利用に合わせた品揃の改善(文具・情報機器消耗品・日用品)をする。
  - ・学事や学部日でのキャンパス人口の変化に合わせた適切な仕入(パン弁当・飲料)を行う。
  - ・日生協商品の取扱の拡大により安全安心に加え、価格面でのメリットも拡大する。
- ④ 食堂系共通
  - ・適温提供・均一な味など品質管理の強化を行う。
  - ・昼食時のスピード出食を行う。
- ⑤ 学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案

## 【2】2021年度事業活動について

2021年度は、10月から、センター地区のビッグさんど売店をセブンイレブンのフランチャイジーとなる提案をし、公募により選定され運営を開始した。公募は、センター地区の食堂売店(ビッグさんど・クアシス・ビッグオレンジレストラン)、皎皎舎・協奏館の両売店、E-Café とリブカの両カフェの3つの案件であった。いずれも生協以外に応募はなく、審査により、生協が運営事業者を選定された。この4年間、連続して公募で選定された施設により、伊都キャンパスでの総合的な事業基盤が確立した。

しかし、新型コロナウイルスの影響で、2020年度よりは、対面授業の割合が増加したが、ほぼ半分の期間が緊急事態宣言やまん延等防止措置の適用期間となり、大幅な利用人数の改善は実現できなかった。

基本的な課題である「経営再建を安定軌道に乗せる経営体質を作ること」では、生協理事会として、2020年に引き続き、雇用を守るため、雇用調整助成金を申請することを継続し、執行してきた。食堂やパン米飯などの食品分類、旅行などサービス分類は大幅に利用が減少した状態が継続。公費利用は大幅に増加し、年間で24億円の供給高で、2019年度からは5億円減少しているが、前年より、4億円増加した。

収入面では、食堂を中心とした供給剰余率の高い分類の構成が改善しないため、前年度より、1億1千万円増加したが、2019年度からは2億円以上少ない結果となった。

1. 2021年度は、9000万円程度の助成金を計画し、黒字予算で臨んだ。事業の基本的な収入(供給剰余高とその他の事業収入)は7400万円予算を割った。事業経費は870万円予算を下回ったが、事業剰余高は6500万円予算を下回った。雇用調整助成金(前年度2月分から12月分)を8395万円、前年1月分から10月までの福岡県の食堂営業時間短縮の協力金6023万円、大学生協連合経営支援1000万円を事業外収入として確保した。合計で1億5千万を超えた。

特別利益に出資金の整理益896万円を計上し、大学への建物寄付分の長期前払費用の償却を1400万円、昨年取り崩した退職給付会計の不足分の当年度引き当て分償却500万円を特別損失で計上した。

2. 2019年の消費増税時にとった、食堂の価格政策は継続している。毎水曜日の食事10%引き、毎金曜日の食品10%引きの組合員向けタイムサービスを継続した。書籍の出版社特別割引の実施も行っている。



3. 生協の利用回数は、213万人(回)で、2020年度より、77万人(回)増加した。2019年度対比では、156万人(回)少ない利用人数となった。
4. 毎水曜日の食事割引や、ミールプリペイドシステムなど、この間の生協の施策への支持がある。学調の分析によると、食堂は施設問題(混雑)を除けば概ね支持されている。短時間での大量出食という食堂の使命はありつつも、品質面での強化や選択の幅の拡大を引き続き重視することが求められている。
5. 施設運営の開始にともなう投資は、2018年度に1億4千万、2019年度に8000万円、2020年に2000万円であった。2021年度は、減少しているが、1335万円に投資となった。今後も、故障した機械の更新や、全額共通ICカードのバージョンの変更に伴うソフト開発や端末の更新などの投資が必要だが、施設を新規に開業する大型投資は一旦終了した。
6. 投下労働の適切化に関しては、コロナ対応の休業や時間短縮があり、通常の営業に回復する時期以降の継続課題である。労働分配率の目標も、通常営業に戻った以降の継続課題となる。

<労働分配率の目標と実績>

中期目標            合計 60% 販売40% 食堂55% (複合50%)

7. 13年目となった全学共通ICカードへの組合員機能(プリペイド・ミールプリペイド、ポイント)は、プリペイドやミールプリペイドの利用で、混雑緩和に貢献している。  
生協電子マネー(プリペイド・ミールプリペイド)での生協店舗利用は、前年より1億9741万円増加し、合計で4億71226万円でした。2019年度比では2億4193万円減少している。特に、国の5%還元の影響もあり、プリペイドが1億7469万円減少している。日常的に会計上分離しているセブンイレブン店を含めた生協店舗以外の利用は、プリペイドで1212万円(前年491万円)、ミールプリペイドで4757万円(前年1492万円)で、利用が増加している。セブンイレブン店利用はプリペイド154万円、ミールプリペイド1020万円。
8. 専用のダウンロードチャージ機の周知含め、懸案であったポイントやミールプリペイドのプレミア分のダウンロードがほぼ期待通りに行われている。
9. 2019年に開始した「環境中にマイクロプラスチックを排出しにくい事業」をめざし、販売時の添付品からプラスチックを排除し、マイバックポイントの設定とレジ袋の有料化を継続している。セブンイレブン店でも、九大生協とおなじ木製のスプーンやフォークを使用している。

### 【3】2021年度決算

- 1) 2021年度は、906万円の最終黒字となった。予算の最終剰余は1209万円となった。  
2020年のコロナウィルス対策で緊急事態宣言が発動された時点で、①雇用を守ること、②雇用調整助成金を活用することを決定し、2021年度も継続し執行してきた。  
その理由は、前々年までの2年間の赤字の要因に、①雇用情勢が厳しく、新規店舗要員の確保に手間取り、時間帯別には過剰となったこと、②休日や夜の定時職員確保ができないため正規職員の残業が大幅に増加したこと、があり、2019年度下期で、時間帯別の不足はあるものの、人員の確保が進み損益の改善があったことである。
- 2) オンライン授業の比率がある程度あり、規制により拡大したこともあって、剰余率の高い食堂やパン米飯が大幅に利用減となり、供給剰余高は、2019年対比で2億3千万減少した。その他の

事業収入は、600万円(2019年比)で増加したが、事業活動の基本的な収入(事業総剰余高)は、予算比でも△7493万円となった。

- 3) 人件費では、正規職員給与は人員増と残業の増加で予算比・前年比を上回った。定時職員給与は前年増、予算は△896万円、法定福利費は前年比・予算比で減少、人件費合計で、前年比+973万円、予算比△1310万円となった。2019年比では職員給与で△1860万円、定時職員給与△4286万円で大幅減少。コロナ関連の休業や時短に賃金を支払ったが、勤務の実態合わせて時間給が増加する残業休日出勤の割増賃金及び早出・遅出手当の減少が大きく、個々人の賃金は減少している。

退職給付会計は、昨年の取崩分は特別損失としたため、予算で人件費として計上した500万円が特別損失に移動した。期末の要支給額が増加したため、減少は、予算比で△306万円。

- 4) 物件費は、減価償却費の調整をしている。税法基準より償却額が下回っている。事業連合への委託費は、2020年度は、特別利益で清算した。2020年度の計上金額のうち2477万円が減額分となり特別利益で計上している。2020年度における実質額は税抜きで3598万円。その金額と比較すると、2021年度は、1107万円増加している。供給高と供給剰余高で計算されるため、増加する。2020年度の消耗品費は、退職給付会計の取崩しの影響を緩和するため、2024年まで終了予定の長期前払い費用の償却1000万円を早期償却した。2021年度は大幅減となっている。広報費の減少は、ポイント還元分690万円の大半をプールしていた国の5%還元分を利用したためである。物件費合計で、予算比+435万円であった。施設維持費の増加は、販売系店舗の冷蔵ショーケースで大型修理が2件あった。減価償却費がセイブイレブン店の投資やソフトの新規投資分償却で予算増となっている。
- 5) 事業剰余高は1億3765万円の赤字、事業外収入1億65416万円、事業外支出742万円で、経常剰余高が2030万円となった。と特別損益や法人住民税を含めた当期剰余金は906万円の最終黒字となった。
- 6) 財務内容では、コロナ対応の緊急経済対策による、長期の借入を継続している。日本政策金融公庫から資本に組み入れることが可能な劣後ローン1億3千万円(年度末で残り借入期間は最長で9年、またあと4年は返済できない)、西日本シティ銀行経由でセイフティネット融資(3年間無利子)6000万円を継続している。うち4千万円は2023年8月まで、うち2000万円は2024年2月まで無利子融資である。年度末の余裕資金は前年より1800万円改善し3800万円となった。

## 【4】組合員の利用状況（店舗別）

### 病院地区

＜医系購買書籍店＞利用人数138,002人(前年106,643人+31,359人、19年比△94,829人)  
利用人数は前年比ではプラスだが、19年比では大幅に減少。時間短縮したが、通年営業した。営業時間は前年より長くしている。公費は前年比では減少、19年比では大幅伸長。2022年度は、引き続き書籍の競争対策や品揃えの改善を行っていく。店舗レイアウトの見直しを検討する。

＜医系食堂＞ 利用人数 130,855人(前年100,426人 +30,429人、19年比△110,341人)  
利用人数は、前年ではプラスだが、19年比では大幅に減少。通年営業した。夜の営業と中間閉店により時間短縮している。

### 筑紫地区

＜筑紫店＞ 利用人数33,395人(前年28,955人 +9,440人、19年比△10,886人)  
利用人数は前年ではプラス。19年比では減少。時間短縮は8月中旬まで、その後通常営業時間を営業している。公費の利用が大幅増加した。2022年度も、水曜日のパン米飯割引を継続する。

### 大橋地区

＜大橋店＞ 利用人数46,816人(前26,444人 +20,372、19年比△24,632人)  
利用人数は大幅に回復、19年比では減少した。時間短縮したが、通年営業した。公費の利用が増加した。2022年度も、水曜日のパン米飯割引を継続する。

### 伊都キャンパスウエスト地区

＜ウエスト5号館店＞ 利用人数124,318人(前年116,529人+7,789人、19年比△65,095人)  
利用人数は前年比で増加、19年比では大幅減少。時間短縮をしたが、通年営業した。公費は減少。

＜アグリダイニング＞利用人数121,245人(前年 54,317人+66,928人、19年比△25,125人)  
利用人数は大幅回復した。19年比では減少。時間短縮で夕食提供を中止している。

＜伊都コンビニ店＞利用人数260,450人(前年202,519人 57,931人、19年比△206,738人)  
利用人数は前年比では増加したが、19年比では大幅減少。ライフラインとして、年末年始を除き営業した。時間短縮は行っている。公費は大幅増加した。

＜ビッグドラ店＞ 利用人数 140,896人(前年 102,853人 +38,043、19年比△45,114人)  
利用人数増加。19年比では減少した。19年の4月に開業した。時間短縮や土曜日の閉店をしたが、通年営業した。公費は増加した。

＜あかでみっくらんたん＞ 利用人数 0人(前年265人 △265、19年比△25,064人)  
コロナ感染対策で、2020年4月の緊急事態宣言以降閉店を継続している。

＜E-Café＞ 利用人数 205,858人(前年107,296人 +98,562人、19年比△13,954人)  
利用人数が大幅に回復した。秋以降19年比でもプラスになった。福岡県の時短要請期間を除き、通常営業をしている。また、ウエスト地区の食堂機能として、2020年後期学期以降、土曜日の臨時営業を行っている。

<ビッグドラ食堂> 利用人数 136,482人(前年83,742人 +52,740、19年比△101,530人)  
利用人数は、前年より増加したが、19年比では大幅減少。時間短縮や土曜日閉店を行っている。

<リブカ> 利用人数 851人(前年558人 +293人、19年比 △16,527人)  
通年で、ほぼ閉店した。

#### 伊都センター地区

<皎皎舎店> 利用人数 127,302人(前年 71,741人 +55,561人、19年比△94,829人)  
利用人数増加したが、19年比では大幅減少。時間短縮を行っている。

10月のセブンイレブン店の開業で、日祝の営業をセブンイレブン店とし、通常営業では皎皎舎店は日祝日閉店とし、土曜日の営業時間も短縮した。

九大生協で一番大きな店舗である。行っている事業の認知度の向上と事業の充実が課題。

<レストラン> 利用人数 5,391人(前年915人 +4,476人、19年比△5,7974人)

コロナ感染対策で、2020年の緊急事態宣言以降閉店したが、4月より、時間短縮で営業を再開した。利用人数は、2019年の半分。

<ビッグさんど> 利用人数342,838人(前年179,438人 +163,400、19年比△276,160人)  
利用人数が前年より増加したが、19年比では大幅減少。ライフラインとして、夏期休暇期間中を除き日祝の営業を行った。時間短縮や土曜日の夜の閉店を行っている。ビッグダイニングは、規制により閉店を行った期間がある。パン工房は、長期間閉店している。

<クアシス> 利用人数 28,799人(前年0人 +28,799、19年比△93,009人)

コロナ感染対策で、前年は通年閉店。時間短縮で営業を行った。規制により閉店を行った期間がある。

<セブンイレブン店> 2021年10月13日に開業した。利用人数は107,572人。

#### 伊都イースト地区

<イースト1号館店> 利用人数 171,107人(前年109,988人 △253,705人)

利用人数は前年増、19年比ではが大幅減少。間短縮や土曜日閉店を行った。

<ビッグスカイ> 利用人数 46,426人(前年219,812人 +61,119人、19年比△192,586人)

利用人数は前年より増加したが、19年比では大幅減少。時間短縮や土曜日閉店を行った。

<L-Café> 利用人数 994人(前年0人 +994、19年比△25,125人)

2020年はコロナ感染対策で、通年閉店した。2021年は4月に再開したが、その後閉店を継続した。

<協奏館> 利用人数 11,657人(前年 11,812人 △155、19年比△265人)

利用人数は微減。ライフラインとして、通常営業を行った。留学生の入居が減少したようだ。

<中央図書館店> 利用人数 27,060人(前年12,059人 +15011人)

2020年4月に開店した店舗。時間短縮で、通年営業した。

# 2021年度事業報告書

## I. 事業報告書

1. 組合の事業活動の概況に関する事項
2. 組合の運営組織の状況に関する事項
3. その他組合の状況に関する事項

## II. 2021年度事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬の状況
2. 役員その他の法人等における兼職の状況
3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細
4. 事業連合に関する事項
5. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

## III. 決算関係書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 損失処理案
4. 注記事項

## IV. 決算関係書類の附属明細書

1. 資本及び借入金の状況
2. 固定資産の明細
3. 関係団体出資金の明細
4. 引当金の明細
5. 事業経費の明細
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

## V. (監事)監査報告書

# I 事業報告書

2021年3月1日 から 2022年2月28日 まで

作成 2021年4月1日

福岡県福岡市元岡744

備付 2021年4月6日

九州大学生協同組合

理事長 矢原徹一

## 1 組合の事業活動の概況に関する事項

事業種目	主な事業品目等
物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。保険を斡旋する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
その他	組合員のための生命共済、火災共済の業務受託事業。

## (2) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

### 1. 事業の経過及びその成果

#### (1) 事業方針

- 1) 新店舗を軌道に乗せること、大きな課題。中期的な課題として、大きな最終剰余を確保できる経営体質をつくることでした。また、単年度の損益確保のため、国や県の助成制度等を活用する。
- 2) 経営改善の一部を利用者に還元し、厳しい学生生活への経済的な貢献を強化する。
  - ①利用者の声を重視した改善、②ポイント還元、③ミール利用者の拡大、④組合員対象割引の強化
  - ⑤全学共通I Cカードの生協電子マネーの利用条件整備を進めます。
- 3) 引き続き、昼食時の混雑緩和と魅力ある店づくりを重視し、利用人数の拡大をめざす。
- 4) 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率を目標とする。
- 5) 事業の重点課題として、①混雑緩和と②教科書採用活動の強化、③販売系共通として、品揃えの改善と、学事に対応した適切な仕入、④食堂共通として、適温提供・品質管理の強化、⑤学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案、を行う。

#### (2) 経済および事業環境

2021年度は、新型コロナウイルスの感染拡大で、ほぼ半分が国の制限の期間でした。キャンパスへの登校の制限もあって大学生協にとって最悪の事業環境が2年続いた。小売業は、全体として回復傾向ですが、飲食店は下げ止まりしたもの回復にはいたりません。2022年度に入っても、先が見えない状況が続いています。生協の事業も、利用人数は前年の77万人（回）増加しましたが、2019年対比では、38%減でした。2019年対比では、大幅に供給減となりました。公費は大幅に伸長しました。旅行はほとんど取扱いがありませんでした。

#### (3) 事業の状況

- 1) 10月に新たに公募により選定されたビッグサンドの売店をセブンイレブンのフランチャイジーで開業しました。利用人数は213万人で、2019年比で156万人（回）の減少でした。特に食堂・パン米飯の利用が回復しません。情報機器が大幅に伸長。サービス系は教習所斡旋が回復。書籍は公費利用の増加で伸長した前年を上回りました。
- 2) 2年連続で新入生の生協利用場数が少なく、加入動機が形成しにくいいため、加入率は少し下がっています。ミールの申込者は増加しました。セブンイレブン店での利用可能もあって、繰越額の増加は前年に比べると少なくなりました。そ共済等の加入率は減少。
- 3) 新型コロナウイルスの影響は九大生協の事業に2年連続で大きな影響を与えた。

#### (4) 業績

##### i) 組合員数および出資金

2022年2月末日の組合員数は24,105人で、前年比では8人減少。留学生の新規加入減。同日の出資金総額は、5億770万円で、前年比では254万円の増加。

##### ii) 供給事業

総供給高は、24億4572万円で、前年比で3億6369万円増加、予算費で1億0048万円減。新型コロナの感染防止対策で国の規制期間がほぼ半分あったため、食堂や飲食分類が大幅に予算割。

供給剰余高は4億6917万円、前年比1億1183万円増加（予算比では8373万円減）

##### iii) その他の事業

不動産手数料等増加で、前年・予算を上回った。

##### iv) 事業経費

事業経費は、6億8015万円。人件費は4億7697万円。前年を973万円増、予算を1310万円下回る。物件費は2億0317万円で、前年比で△1325万円、予算比△874万円。前年、長期前払い費用の早期償却を実施。

##### v) 事業外損益

事業外収入は1億6533万円、事業外支出は741万円。収入に国の雇用調整助成金を8395万円（前年1億8400万円）、県の営業協力金6023万円計上している。他に大学生協連の経営支援金1000万円計上。2020年まで、出資金の整理益にしたうち、返還請求があった58万5千円を返還し、雑損失として計上。

##### vi) 特別損益

出資金の整理益を特別利益で、建物寄付分の償却は特別損失で計上。前年の退職給付会計の取崩しの補てんを特別損失計上。特別利益は896万円、特別損出は1901万円。

##### vii) 当期剰余金

税引き後の当期剰余金は906万円の黒字となった。

### 2) 対処すべき重要な課題 事業の展望と課題

#### 累積欠損の確実な解消

2009年の大型投資の償却費用は、終了に近づく。亭亭舎・皎皎舎の寄付分等の償却を確実に行うとともに、実施した大型投資の償却を行う。まだ施設投資があるので財務面含めた経営改善の継続が必要。組合員への還元を利用に結び付けることを継続していく。

①直前3事業年度の財産及び損益の状況 単位：(千)円

項目	2018年度	2019年度	2020年度	本年度
組合員数	23,565	24,269	24,113	24,105
出資金額	493,718	505,759	505,158	507,705
供給高	2,902,308	2,980,379	2,082,031	2,445,726
供給剰余高入	625,566	691,010	357,341	469,173
その他事業収入	73,990	66,603	66,258	73,293
経常剰余金	-21,705	-8,387	-80,441	20,310
総資産	855,004	982,741	1,017,083	1,021,597
純資産	44,268	37,854	50,643	62,258

②供給事業の状況表

i) 部門別・業態別供給高の状況 単位：(千)円

項目	2018年度	2019年度	2020年度	本年度
物販部門	1,432,497	1,629,477	1,374,876	1,492,587
書籍部門	452,181	392,226	397,043	408,879
食堂部門	453,919	620,167	186,828	328,835
旅行/サービス部門	495,635	337,023	122,669	178,844
セブンイレブン店				35,633
合計	2,834,232	2,978,893	2,082,031	2,445,726

ii) 供給高の事業所別内訳 単位：(千)円

項目	2018年度	2019年度	2020年度	本年度
皎皎舎	903,203	858,723	590,694	643,853
ウエスト5号館(理農店)	131,651	108,234	70,029	80,778
医系購買書籍店	423,205	385,339	333,174	330,278
イースト1号館店	83,809	243,149	118,648	138,959
筑紫店	85,830	87,885	86,614	113,229
本部2	-7,777	-8,243	0	-3,389
大橋店	44,584	37,205	31,592	40,465
伊都コンビニ店	526,988	497,126	465,201	497,684
ビッグドラ店		87,665	89,934	104,325
協奏館店	6,536	6,644	6,731	6,734
E-Café	65,367	59,560	31,265	59,531
リブカ	3,453	2,966	103	139
ビッグドラ食堂		93,678	30,726	50,275
Q-ショップ	4,889	7,963	1,899	2,250
本部3	-16,812	-22,772	-12,652	-17,941
中央図書館店(文系書籍)	106,693	0	93,275	105,331
ビッグスカイ(中央食堂)	46,974	91,372	17,650	28,581
あかでみつくらんたん	14,566	9,402	95	0
アグリダイニング(理農食堂)	53,166	52,802	19,352	34,306
L-Café(文系食堂)	33,389	7,598	0	311
医系食堂	92,643	94,497	36,596	50,890
クアシス	42,062	37,821	0	10,889
ビッグさんど	247,188	228,797	68,515	129,314
レストラン	13,737	12,938	589	3,300
自販機	375	28	0	0
セブンイレブン店			0	35,633
合計	2,905,719	2,980,377	2,080,030	2,445,726

※ 伊都の店舗で、管理上の都合で、ビッグスカイは旧中央食堂、アグリダイニングは旧理農食堂

ウエスト5号館店は旧理農購買書籍、L-Caféは旧文系食堂、中央図書館店は旧文系書籍店を引き継いでいる。2018年移転。

※ クアシスのナビさんの供給を本部2店で相殺、新契約自販機5594万円は供給計上していない。

※ 本部3のマイナスは、ミールのプレミア分を食堂供給の割引として計上。還元金額はこれに消費税を加えた額。

③受託共済事業状況表

1) 加入者数の状況

共済事業の種類				契約件数		
共済事業の種類	元受団体名	契約型	契約件数			
			当年度	前年度	前年比	
学生総合共済	生命共済	大学生協共済連	(A型)	835	3,041	27.5%
			(B型)	6,955	5,126	135.6%
			(M型)	0	2	
			(U型)	5	5	
		小計	7,795	8,174	95.4%	
	火災共済	大学生協共済連	KW型	1,294	4,905	99.8%
小計			1,294	4,905		
合計				9,089	13,079	

2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

共済事業の種類	元受団体名	契約型	元受団体共済掛金		共済金支払件数			共済金支払金額		
			当年度	前年度	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
生命共済	大学生協共済連	合計	110,451	112,334	489	543	90.1%	58,773	47,850	122.8%
火災共済	大学生協共済連	合計	2,596	9,699	4	12	33.3%	12,147	2,123	572.2%
合計			113,047	122,033	493	555		70,920	49,973	

(3) 増資および資金の借入その他の資金調達状況

資金調達内訳表 単位：(千)円

調達方法	金額
出資金	507,704
金融機関	190,000
その他	0

(4) 組合が所有する施設の建設または回収その他の設備投資状況

設備投資概況表

設備名	所在地・内容	摘要
医系食堂冷蔵庫	福岡市西区元岡	購入2021年4月
ビッグさんど飯盛機	福岡市東区馬出	購入2021年10月
セブンイレブン店什器工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店給排水設備工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店床工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店塗装工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店電気工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店追加給排水設備工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店追加電気工事	福岡市西区元岡	購入2021年11月
セブンイレブン店看板	福岡市西区元岡	購入2021年11月

(5) 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地・内容	摘要
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託

(6) 他の会社を子法人等および関連会社等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持ち分の取得

新規出資子法人および関連法人等

該当する事項はありません。

(7) 事業の全部または一部の譲渡または譲り受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(8) 教育事業等の状況

教育事業等の状況

単位：(千)円

項目	金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	0

教育事業等の使途

科目	内容	金額
	該当なし	0
	合計	



2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 前事業年度における総(代)会の開催状況

総(代)会開催日	2021年 5月29日		
総代会日現在総代数	203名		
出席総代組合員数	本人	2名	
	代理人(委任)	0名	
	書面	151名	
	計	153名	
(重要な議事、議決事項および議決状況)			
第1号議案	2020年度事業報告・決算及び欠損金処理案承認の件	承認可決	
第2号議案	2021年度事業計画及び予算案承認の件	承認可決	
第3号議案	定款一部改正の件	承認可決	
第4号議案	役員選挙規約一部改正の件	承認可決	
第5号議案	議案効発生の件	承認可決	
第6号議案	役員選挙の件	全員信任	

(注) 総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、230人の定数に対して203人が立候補し、選挙の結果、当初選挙は2021年4月28日に当選人が公告され、補欠選挙結果は選挙区毎に順次公告された。

(2) 組合員に関する事項

組合員出資金増減表

区 分	人員(人)	口数(口)	組合員出資金総額(円)	一人当組合員出資金額(円)
前期末現在	24,113	2,525,794	505,158,800	20,950
当期増加分	2,865	333,045	66,609,000	
当期減少分	2,873	320,316	64,063,200	
当期末現在	24,105	2,538,523	507,704,600	21,062

(3) 役員に関する事項

1) 役員一覧表

役 名	氏 名	担当	就任年月日	略歴等
理 事 長 (代表理事)	矢原 徹一	そしき部長	1997年5月24日	2003年5月より理事長 理学研究院教授
副理事長	出水 薫		2012年5月26日	2012年5月より副理事長 法学研究院教授
専務理事 (代表理事)	巢内 秀則		2007年5月26日	2007年5月より専務理事
常務理事	野上 佳則		2009年5月30日	2009年5月より常務理事
常任理事	木村 優樹		2020年6月20日	2020年10月より常任理事 法学部学生・そしき部
〃	松山 真白		2021年5月29日	2021年5月より常任理事 文学部学生・そしき部
〃	延原 拓叶		2020年6月20日	2020年10月より常任理事 工学部学生・そしき部
〃	渡邊 花恋		2020年6月20日	2022年3月より常任理事 文学部学生・そしき部
理 事	神野 尚三		2012年5月26日	医学研究院教授
〃	清野 聡子		2016年5月28日	工学研究院准教授
〃	茂木 孝一		2009年5月30日	総合理工学研究院助教
〃	巢山 慶太郎		2015年5月30日	基幹教育院助教
〃	村上 貴弘		2019年5月25日	持続可能な社会のための決断科学センター准教授
〃	比良松 道一		2019年5月25日	持続可能な社会のための決断科学センター准教授
〃	堀 優子	2013年5月25日	図書館専門員	
〃	中尾 誉	2021年5月29日	文学部学生 体育会総務	
〃	長友 耀平	2020年6月20日	2020年6月より常任理事 工学部学生・そしき部	
〃	小川 和乃佳	2020年6月20日	2020年6月より常任理事 文学部学生・そしき部	
〃	堂本 剛秀	2019年5月25日	工学部学生 そしき部	
〃	緒方 美友	2021年5月29日	文学部学生 そしき部	
〃	武次 和志	2021年5月29日	理学部学生	
〃	横田 智史	2018年5月26日	システム情報学府院生	
〃	平田 崇人	2018年5月26日	文学部学生	
〃	今川 大悟	2021年5月29日	法学部学生	
〃	大迫 浩道	2018年5月26日	大学生協事業連合役員	
監 事	藤原 学	代表監事	2009年5月30日	理学研究院准教授
〃	赤司 友徳		2020年6月20日	大学文書館
〃	座喜味		2021年5月29日	農学部等事務部学生課長
〃	菅田 凌生		2021年5月29日	理学府院生
〃	福重 智基		2021年5月29日	理学府院生

2) 辞任した役員

役名	氏名	辞任時期	理由
理事	なし		

(4) 職員数およびその増減その他の職員の状況

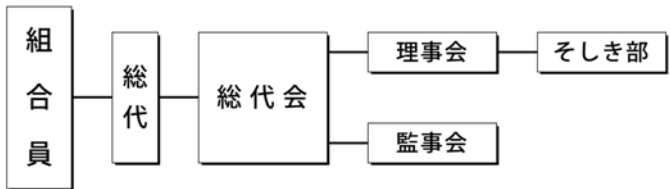
職員状況表

区分		前期末数	当期末数	平均年齢（上段） 平均勤続年数（下段）
正規職員		22 名	23 名	46 才 7 ヶ月 13 年 7 ヶ月
嘱託職員 定時職員	時間数 (総数)	305,689 時間 ( 229 名)	298,292 時間 ( 230 名)	
	正規換算	152.8 名	149.1 名	

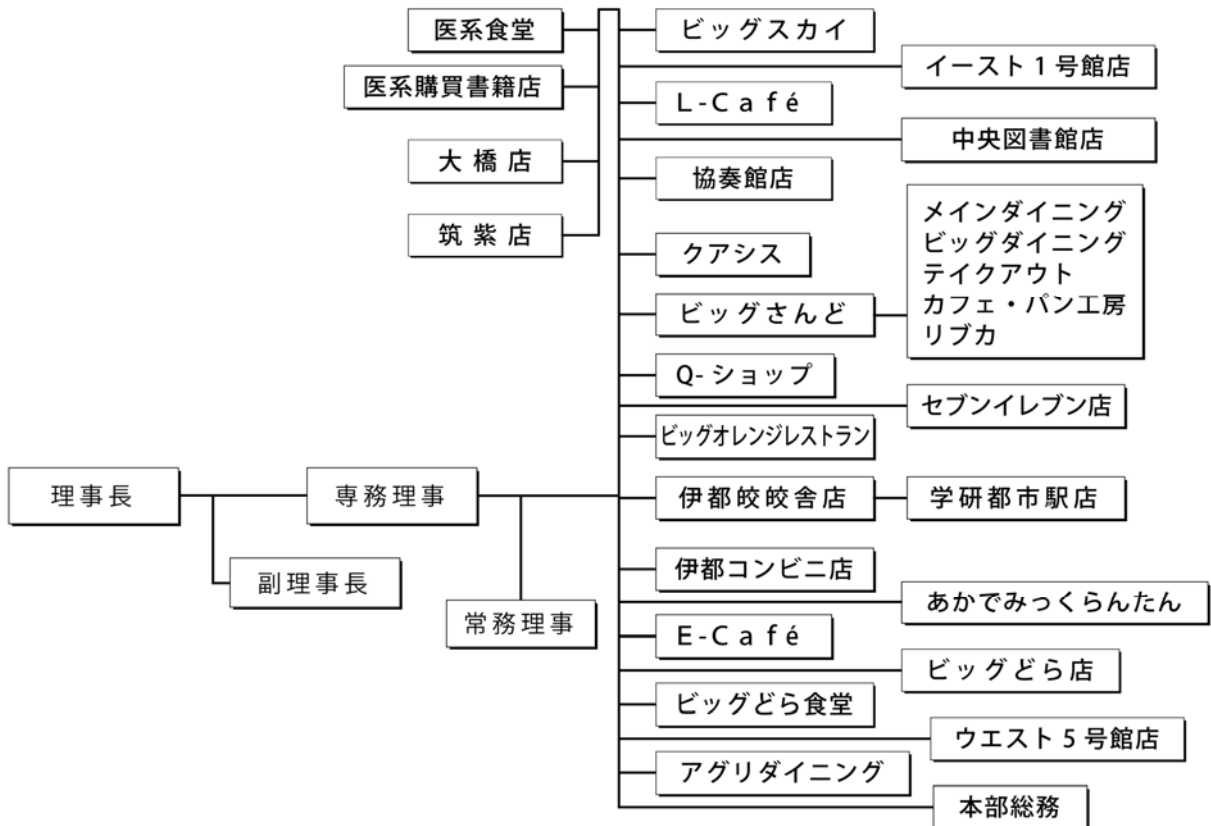
(注1) 定時職員の総人数は、年間2000時間で正規1名と換算

(5) 業務の運営の組織に関する事項

1) 運営組織図



2) 経営組織図



(6) 施設の設置状況に関する事項

<九州大学からの借用施設>

地区名所在地	食堂・店舗名	建築年度	設置年度	構造	面積 (㎡)					ホール 席数
					店舗	厨房	ホール	付属室	小計	
病院地区	医系購買書籍店		平成20年	RC造	245			21	266	
福岡市東区馬出	医系食堂		平成20年	RC造		206	705	17	928	500
小計					245	206	705	38	1,194	500
大橋地区	大配転		平成16年	RC造	56				56	
小計					56	0	0	0	56	0
筑紫地区	筑紫店		平成17年	RC造	130				130	
春日市春日公園	小計				130				130	
福岡市西区元岡	伊都コンビニ店	平成18年	平成18年	鉄骨造	181				181	
	協奏館店	平成26年	平成27年	鉄骨造	40				40	
	ビッグさんど (地下1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造 テラス		371	770	15	1,156	563 80
	ビッグさんど (1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造		254	665		918	466
	Q A S I S	平成21年	平成21年	鉄骨造 テラス		120	306		426	152 48
	Big Orange Restaurant	平成17年	平成21年	プレハブ テラス		121	362		482	122 12
	Libca	平成21年	平成21年	鉄骨造		5		9	14	40
	皎皎舎	平成27年	平成27年	木造	470				470	
	あかでみつくら んたん	平成18年	平成25年	プレハブ		14.62	48.1		62.7	36
	E-C a f é	平成27年	平成27年	鉄骨造 テラス		49	198		247	68 56
	Q-ショップ	平成18年	平成30年	プレハブ	80				80	
	ビッグスカイ	平成30年	平成30年	鉄骨造		259	706		965	470
	L-C a f é	平成30年	平成30年	鉄骨造		30	87		117	50
	イースト1号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	180				180	
	アグリダイニング	平成30年	平成30年	鉄骨造		104.3	314		418	240
	ウエスト5号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	204				204	
	ビッグどら食堂	平成17年	平成31年	鉄骨造		501	1,321			770
	ビッグどら店		平成31年	鉄骨造	203				203	
中央図書館店	平成29年	令和2年	鉄骨造	280				280		
セブンイレブン	令和3年	平成21年	鉄骨造	167				167		
小計					1,805	1,829	4,776	24	6,611	3,173
総合計					2,236	2,035	5,481	62	7,991	3,673

※伊都コンビニ店の建物は生協負担で建築し、生協の財産です。

2021年度10月にビッグさんどにセブンイレブン店をオープンしました。

<自己所有>

地区・所在地	施設名	取得・建築	構造	面積 (㎡)
福岡市東区箱崎	土地	昭和51年7月	土地	515.00
糸島市泊	生協本部倉庫	平成29年7月	プレハブ	308.94
		平成29年7月	土地	995.04

※東区の土地は近隣の入江病院院長に賃貸しています。

社会福祉法人の保育園にまた貸しする契約です。

(7) 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

区分	関連法人等												
連合会名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者名	理事長 井内 善臣												
設 立	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,948,510 千円 総口数 494,851 口												
当組合の出資額及び口数	49,900 千円 4,990 口												
決算月日	2022年2月28日												
主な出資生協	<table border="0"> <tr> <td>全国大学生生活協同組合連合会</td> <td>800,000千円</td> </tr> <tr> <td>早稲田大学生生活協同組合</td> <td>209,810千円</td> </tr> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>187,180千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>185,720千円</td> </tr> <tr> <td>慶應義塾生活協同組合</td> <td>156,560千円</td> </tr> <tr> <td>その他187大学生生活協同組合</td> <td>3,409,240千円</td> </tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円	早稲田大学生生活協同組合	209,810千円	東京大学消費生活協同組合	187,180千円	立命館生活協同組合	185,720千円	慶應義塾生活協同組合	156,560千円	その他187大学生生活協同組合	3,409,240千円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円												
早稲田大学生生活協同組合	209,810千円												
東京大学消費生活協同組合	187,180千円												
立命館生活協同組合	185,720千円												
慶應義塾生活協同組合	156,560千円												
その他187大学生生活協同組合	3,409,240千円												
当組合の関係役員													

(注) 出資金及び総口数ならびに出資生協は、2022年2月28日現在です。

2) 事業連合の決算概況

連合会名：生活協同組合連合会大学生協事業連合

資産・負債・純資産の状況

単位：(千)円

科目\決算期		2022年2月28日 (55期)
資産の部	流動資産	29,709,774
	固定資産	7,655,229
	資産合計	37,365,003
負債の部	流動負債	31,852,136
	固定負債	2,533,052
	負債合計	34,385,189
資本の部	出資金	4,948,510
	前期末剰余金	1,817,580
	当期損出	151,115
	損出金	1,968,695
	純資産合計	2,979,814
負債及び純資産合計		37,365,003

損益の状況

自 2021年3月1日 至 2022年2月28日

単位：(千)円

科目	金額
供給高	88,167,102
供給剰余	574,650
事業損失金	187,797
経常損失金	16,043
当期損失金	151,115
当期末損失金	1,968,695

(注) 上記貸借対照表及び損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定しておりませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています。

3) 事業連合との取引等の状況

単位：(千)円

取引の内容	物販およびサービス商品等の仕入
取引高	1,599,303
総仕入高対取引高率 (%)	81.9%

(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2021年3月の理事会で「内部統制に関する基本方針」を議決しました。

1. 理事および職員の職務執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。
3. 理事および職員の職務執行が効率的に行われるようにします。
4. 損失の危険の管理を行います。
5. 財務報告を適正に作成します。
6. 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。

3 その他組合の状況に関する重要な事項

なし

## II 2021 年度事業報告書の附属明細書

### 1 役員報酬等の状況

#### (1) 役員報酬明細

単位：(千) 円

区分	定款上の 定員(人)	支払人員 (人)	報酬等 支払額	摘要
理事	25	25	11,462	
監事	5	5	77	
合計			11,539	

#### (2) 役員退職金明細

単位：(千) 円

区分	定款上の 定員(人)	報酬等 支払額
理事	25	該当なし
監事	5	該当なし
合計	30	

### 2 役員以外の法人等における兼業の状況

区分	常勤・非常 勤の別	代表権の 有無	氏名	兼務先名	兼務先での役職名
理事	該当なし				
監事	該当なし				

### 3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

単位：(千) 円

役職名・氏名	取引の内容および金額				摘要
	取引の内容	取引金額			
		当期取引額	前期末残高	当期末残高	
	該当なし				
合計					

### 4 事業連合に関する事項

#### 事業連合に対する債権・債務明細表

##### ① 債権明細表

単位：(千) 円

区分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	20,000	36,000	16,000
事業連合未収金	0	0	0
合計	20,000	36,000	16,000

##### ② 債務明細表

単位：(千) 円

区分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金(事業連合)	159,186	167,973	8,787
短期借入金	0	0	0
事業連合未払金	3,758	4,269	511
合計	162,944	172,242	9,298

### 5 その他の事業報告書の内容を補足する重要な事項

特になし

### Ⅲ 決算関係書類

#### 1 貸借対照表

#### 貸借対照表

(単位:円)

2022年2月28日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 529,175,052 】	【流動負債】	【 738,332,823 】
現金及び預金	55,350,418	支払手形	0
金銭信託	0	買掛金	294,531,925
受取手形	0	短期借入金	0
供給未収金	198,241,460	1年以内長期借入金	0
商品及び原材料	215,703,870	短期リース債務	0
貯蔵品	1,856,842	未払金	43,771,089
前渡金	36,000,000	未払法人税等	1,192,500
立替金	433,046	未払消費税等	19,547,500
前払費用	3,087,558	未払費用	0
短期貸付金	0	前受金	343,824,771
未収金	20,684,983	預り金	26,202,296
仮払金	16,875	賞与引当金	9,262,742
貸倒引当金	△ 2,200,000	【固定負債】	【 221,007,046 】
【固定資産】	【 492,422,352 】	長期借入金	190,000,000 ※
(有形固定資産)	( 249,675,515 )	退職給付引当金	27,647,046
建物及び附属設備	126,453,591	役員退職給与引当金	0
建物及設備償却累計額	△ 44,781,709	預り保証金	3,360,000
構築物	500,000	長期未払金	0
構築物償却累計額	△ 226,874		
機器装置	0		
機械装置償却累計額	0		
車輛運搬具	1,377,288		
車輛運搬具償却累計額	△ 1,377,284		
器具備品	341,630,000		
器具備品償却累計額	△ 222,899,497		
リース資産(有形)	0		
リース資産償却累計額	0		
土地	49,000,000		
建設仮勘定	0		
(無形固定資産)	( 6,452,045 )		
ソフトウェア	4,323,618		
リース資産(無形)	0		
電話加入権	2,128,427		
その他無形行程資産	0		
(その他固定資産)	( 236,294,792 )		
関係団体出資金	76,321,000		
長期貸付金	0		
長期前払費用	139,973,792		
差入保証金	20,000,000		
その他固定資産	0		
		負債の部合計	959,339,869
		純資産の部	
		【組合員資本】	【 62,257,535 】
		出資金	507,704,600
		【欠損金】	【 445,447,065 】
		法定準備金	0
		任意積立金	0
		当期末処理欠損金	445,447,065
		(うち当期剰余金)	9,068,532
		純資産の部合計	62,257,535
資産の部合計	1,021,597,404	負債及び純資産の部合計	1,021,597,404

※ 長期借入金のうち1億3千万は、日本政策金融公庫からの資本金劣後ローンで資本に組み入れます。資本は1億9千万余となります。

## 2 損益計算書

損 益 計 算 書  
自 2021年3月1日 至 2022年2月28日

(単位:円)

科 目	金	額
供給事業		
供給高	2,445,725,800	
供給値引	<u>32,662,278</u>	2,413,063,522
供給原価		
期首商品棚卸高	207,768,076	
仕入高	<u>1,951,825,917</u>	
合計	2,159,593,993	
期末商品棚卸高	<u>215,703,870</u>	<u>1,943,890,123</u>
供給剰余金		469,173,399
その他の事業収入		
教育文化事業収入	0	
共済受託手数料収入	14,166,664	
供給事業手数料収入	0	
不動産賃貸収入	0	
その他手数料収入	<u>59,126,358</u>	
その他事業収入計		<u>73,293,022</u>
事業総剰余金		542,466,421
事業経費		
人件費	476,978,970	
物件費	<u>203,171,808</u>	<u>680,150,778</u>
事業剰余金		▲ 137,684,357
事業外収益		
受取利息	424	
受取配当金	82,350	
雑収入	<u>165,330,342</u>	165,413,116
事業外費用		
支払利息	673,144	
雑損失	<u>6,745,952</u>	<u>7,419,096</u>
経常剰余金		20,309,663
特別利益		<u>8,965,000</u>
特別損失		<u>19,013,631</u>
税引前当期剰余金		10,261,032
法人税等		<u>1,192,500</u>
当期剰余金		9,068,532
当期首繰越損出金		454,515,597
当期未処理欠損金		<u>445,447,065</u>



### 3 損失処理案

2021 年度 損失処理案

(単位:円)

科 目	金 額	額
I 当期未処理損失金		445,447,065
II 損失金処理額		
1 任意積立金取崩額	0	0
2 法定準備金取崩額	0	0
III 次期繰越損失金		445,447,065

令和4年 5月28日

九州大学生協同組合

理事長 矢原 徹一

## 4 注記事項

### 1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法  
書籍・購買（自主講座・就活分類を除く） 売価還元法による原価法  
食堂（食材）、自主講座・就活分類 最終仕入原価法による原価法（ 〃 ）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

- ① 有形固定資産 定率法（もしくは 定額法）  
（リース資産を除く） ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	20年～39年
建物附属設備	3年～15年
器具備品	3年～15年
- ② 無形固定資産 定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法。ただし、リース資産はありません。
- ④ 長期前払費用 定額法。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

大学寄贈施設	15年	（特別損失計上）
複数年度使用する備品	12年	（使用する店舗の費用計上）

#### (3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の当期負担額を計上しています。
- ③ 退職給付引当金 退職給付会計に関する注記に記載しています。
- ④ 役員退職引当金 役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上すものです。現在赤字の経営責任のため引き当てていません。

#### (4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

- ① 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

## 2. 会計方針の変更

センター地区の売店の公募への対応として、セブンイレブンのフランチャイジーとして応募し、選定されました。

生協会計にセブンイレブン本部の作成する決算を合算して表示することにしました。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。

土地 期末簿価3400万円

根抵当権 西日本シティ銀行当座勘定貸越契約（限度額2億5千万円）

年度末債務 1億9千万円

※ 令和2年11月に限度額を1億円増加しました。

※ 年度末債務は、国民政策金融公庫の劣後ローン1億3千万円、政府のコロナ対策のためのセーフティネット融資6千万円（西日本シティ銀行）は、無担保無保証融資となっています。

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。

特にありません。

## 4. 損益計算書に関する注記

(1) 事業外損益の内訳は以下のとおりです。

国の雇用調整助成金は、前年2月から12月分で8295万円、県の食堂感染防止協力金は、前年1月～10月分6023万円、大学生協連の経営支援金1000万円で雑収に計上しています。

雇用調整助成金の1月分は3月申請2月分は4月中旬申請、1月から2月の県の感染防止協力金は一部年度内に申請していますが、入金が確定していないため、今期の決算には反映していません。

箱崎の土地の賃貸料及び電子マネーの違算のうちプリペイド分を収入計上し、ミールプリペイド分を費用計上しました。

費用としては、九州大学への寄付で100万円計上しています。2020年度以前に出資金整理益としたうち、2021年度に出資金返還を行った585,000円を雑損失処理しています。

(2) 特別損益の内訳は以下のとおりです。

① 特別利益に、組合員出資金整理益を計上しています。896万5千円でした。

② 特別損失は亭亭舎・皎皎舎の大学寄付分の償却を1400万円計上しました。

2020年に取り崩した退職給付会計の不足分のうち500万円を退職給付会計に計上し、特別損失としました。昨年7500万円取り崩したので、要支給額の不足額は7000万円です。

(3) 法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。

## 5. 欠損金処理案に関する注記

特に、ありません。

## 6. 退職給付会計に関する注記

### (1) 退職給付債務の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により、費用処理することとしていました。2017年度で終了していました。

2020年度に7500万円取り崩しました。

### (2) 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

### (3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

#### ①退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	97,647,046円
目的取崩額	780,5000円
年度末積立不足額	70,000,000円

#### ②退職給付費用の内訳

当期発生費用処理額	6,935,808円
当期積立額（退職給付費用）	6,895,808円
当期積立額（特別損失）	5,000,000円

※当期発生費用処理額には当期積立額を含みます。

#### ③年度末不足額の積立方針

2021年度から毎年500万円積立不足額の積み増しを行います。15年間（残り14年）。

## 7. 税効果会計に関する注記

税効果会計は適用しますが、一時差異の金額に重要性がないため中小企業会計指針により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していません。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

基本的にリース資産はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

種 類	法人等の 名称	資本金又 は出資金	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
	なし							

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(2) 組合

(単位：千円)

種 類	法人等の 名称	出資金額	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
関連法人	大学生協事 業連合		直接0.52%	仕入先 役員兼任 0人	商品仕入	1,599,303	買掛金	167,979
					業務委託	47,051	未払金	11,238

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

11. その他の注記

該当する事項はありません。

#### IV 2021年度決算関係書類の附属明細書

##### 1 資本及び借入金の状況

###### (1) 組合員資本の明細

単位：(千)円

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
組 合 員 出 資 金	505,159	66,609	64,063	507,705	
法 定 準 備 金	0	0	0	0	
任 意 積 立 金	0	0	0	0	
当 期 末 繰 越 損 出 金	454,516	9,068	0	445,448	
合 計	50,643	57,541	64,063	62,257	

(2)の日本政策金融公庫の劣後ローンは、資本に組み入れることができる。

###### (2) 借入金の明細

###### 1) 長期借入金等の増減

単位：(千)円

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
日本政策金融公庫劣後ローン	0	130,000	0	130,000	
西日本シティ銀行セーフティネット融資	0	60,000	0	60,000	
合 計		190,000	0	190,000	

###### 2) 短期借入金等の増減

###### ①短期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
該 当 あ り ま せ ん	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

###### ②1年以内返済予定長期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
な し					
合 計					

2 固定資産の明細

単位：(千)円

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減損損失累計額	減価償却累計額	備考
有形固定資産	建物及び附属設備	78,193	8,952	0	5,474	81,672		447,782	
	構築物	315	0	0	42	273		227	
	機械装置								
	車輛運搬具	0	0	0	0	0		1,377	
	器具備品	138,550	1,878	12	21,686	118,730		222,899	
	リース資産								
	土地	49,000	0	0		49,000			
	建物仮勘定								
	計	266,059	10,830	12	27,202	249,675		672,285	
無形固定資産	借地権								
	ソフトウェア	3,384	2,517	0	1,577	4,324			
	リース資産								
	電話加入権	2,128	0	0	0	2,128			
	その他無形固定資産								
	計	5,512	2,517	0	1,577	6,452			
	合計	271,572	13,347	12	28,779	256,127			

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

当期増加 設備投資概況表のとおり

建物及び附属設備

895万円

器具備品

139万円

ソフトウェア

252万円

### 3 関係団体出資金の明細

単位：(千)円

出 資 先		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
関係団体 出 資 金	全国大学生協連合会	17,476	0	0	17,476	
	全国大学生協共済連	6,000	0	0	6,000	
	大学生協事業連合	49,900	0	0	49,900	
	福岡県生協連合会	100	0	0	100	
	九州労働金庫	345	0	0	345	
	小 計	73,821	0	0	73,821	
子会社 等株式	(株)コープ・リビング九州	2,500	0	0	2,500	
	小 計	2,500	0	0	2,500	
合 計		76,321	0	0	76,321	

### 4 引当金の明細

単位：(千)円

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
貸倒引当金	2,300	0	100	2,200	洗い替え
賞与引当金	9,144	9,263	9,144	9,263	目的使用
退職給付引当金	16,536	11,896	785	27,647	目的使用
合 計	27,980	21,159	10,029	39,110	

退職給付引当金は、7500万円取り崩した。  
2020年から15年で不足分を積み立てる。



5 事業経費の明細

人件費及び物件費

自 2021年3月1日

至 2022年2月28日

科 目		金 額	
		円	
1	人 件 費	( 476,978,970 )	
	役 員 報 酬	11,539,146	
	職 員 給 与	113,153,533	
	定 時 職 員 給 与	301,700,418	
	退 職 給 付 費 用	6,935,808	
	法 定 福 利 費	35,990,687	
	厚 生 費	7,659,378	
2	物 件 費	( 203,171,808 )	
	教 育 文 化 費	770,108	
	広 報 費	2,970,796	
	消 耗 品 費	19,575,715	
	物 流 費	0	
	車 輛 運 搬 費	4,032,744	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-100,000	
	施 設 維 持 管 理 費	7,232,532	
	減 価 償 却 費	28,779,786	
	賃 借 料	3,787,084	
	水 道 光 熱 費	28,279,592	
	保 険 料	625,840	
	委 託 料	38,318,181	
	研 修 採 用 費	1,000,179	
	調 査 研 究 費	143,301	
	会 議 費	0	
	諸 会 費	9,353,850	
	渉 外 費	0	
	租 税 公 課	3,377,263	
	通 信 交 通 費	4,900,147	
	雑 費	3,073,507	
	事 業 連 合 委 託 費	47,051,183	
	事業経費合計		( 680,150,778 )

## 6 キャッシュ・フロー計算書

( 自 2025年3月2日 至 2026年3月1日 )

単位：(千)円

I. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金	10,261
減価償却費	45,241
固定資産除却損	12
貸倒引当金の減少額	▲ 100
賞与引当金の増加額	118
退職給付引当金の増加額	11,110
受取利息	▲ 82
支払利息	673
供給債権の増加額	▲ 7,733
棚卸資産の増加額	▲ 9,541
仕入債務の減少額	▲ 14,129
未収金の減少額	5,293
未払消費税等の増加額	10,664
未払金の減少額	▲ 22,059
前受金の増加額	1,513
預り金の減少額	▲ 10,318
その他	▲ 9,089
小計	11,834
利息及び配当金の受取額	82
利息の支払額	▲ 673
法人税等の支払額	▲ 1,192
事業活動によるキャッシュ・フロー	10,051
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
長期預金預入による支出	0
有形固定資産の取得による支出	▲ 10,831
無形固定資産の取得による支出	▲ 2,516
関係団体等出資金の払戻による収入	0
短期借入金の減少による支出	0
長期借入金の増加による収入	0
組合員出資金の増減による収入	11,510
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,510
IV. 現金及び現金同等物の減少額	8,214
V. 現金及び現金同等物の期首残高	47,136
VI. 現金及び現金同等物の期末残高	55,350

(注) 現金及び現金同等物の範囲

単位：(千)円

項 目	期 首	期 末
現金及び預金	47,136	55,350
預入期間が3か月を超える定期預金	0	0
現金及び現金同等物	47,136	55,350

7 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
現金預金	現 金	9,544	11,053	1,509
	当座預金	16,322	13,401	-2,921
	普通預金	21,271	30,897	9,626
	定期預金	0	0	0
	小 計	47,137	55,350	8,214
長期預金	該当なし			
	小 計	0	0	0
合 計		47,137	55,350	8,214

② 供給未収金の明細

イ. 内訳

単位：(千)円

相 手 先	金 額
九州大学(公費)	177,001
組合員売掛(未入金)	16,283
クレジット等未収金	4,616
その他	341
合 計	198,241

ロ. 回収状況

単位：(千)円

期 首 残 高	当 期 発生高	当 期 回収高	期 末 残 高	回 収 率
190,508	1,649,374	1,641,640	198,242	89.2%

③ 有価証券の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額	備 考
有価証券					該当なし
	小 計				
長期保有 有価証券					該当なし
	小 計				
長期差入 有価証券					該当なし
合 計					

④ 商品および貯蔵品の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	金額
商 品	一般商品(物品)	95,399
	書籍	113,759
	食材	3,604
	その他	165
	セブンイレブン店	2,778
	合 計	215,704
貯蔵品	包材、ICカードリーダー	1,181
	セブンイレブン店	676
合 計		1,857

⑤ 貸付金の明細

単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
短期貸付金	該当なし	0	0	0
	小 計	0	0	0
長期貸付金	該当なし	0	0	0
	小 計	0	0	0

## ⑥ 立替金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
C L K (室内清掃他) 立替	144
その他	13
セブンイレブン店	276
合 計	433

## ⑦ 未収金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
理農購買商品代	6,603
雇用調整助成金	5,658
不動産手数料	2,590
九州大学委託業務収入	1,700
トレイ広告等	269
セブンイレブン2月利益	1,459
大学生協事業連合(手数料等)	527
その他	1,879
合 計	20,685

## ⑧ その他の流動資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
前渡金	20,000	36,000	16,000
立替金	63	433	370
前払費用	3,334	3,088	-246
未収金	25,978	20,685	-5,293
仮払金	492	17	-475

## ⑨ その他の出資金の明細 単位：(千) 円

出 資 先	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

## ⑩ 長期前払費用の明細 単位：(千) 円

内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
業務車両リサイクル料	55	0	-55
大学への寄付等の建物	133,005	119,058	-13,947
新店舗複数年度使用	23,375	20,915	-2,460
箱崎倉庫解体等費用(長期収益)	0	0	0
消費税前払	0	0	0
合計	156,434	139,974	-16,461

## ⑪ 差し入れ保証金

内 訳	金額
法務局(宅建業)	15,000
法務局(旅行業)	3,000
全国大学生生活協同組合連合会(航空端末保証金)	2,000
合計	20,000

## ⑫ その他の固定資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
電信電話施設利用権	2,128	2,128	0
長期未収金	0	0	0
長期前払費用	156,435	139,974	-16,461
長期貸付金	0	0	0

## ⑬ 繰延資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

(2) 主要な負債の内容

① 支払手形の明細

イ. 相手先別内訳 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

ロ. 期日別内訳 単位：(千)円

期日別内訳	金額
なし	
合計	

② 買掛金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	167,979
福岡市交通事業振興会	6,589
ユーシーシーフーズ	3,205
(株) 山口油屋福太郎	3,117
その他	77,642
合計	258,532

③ 未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	4,629
学研都市駅家賃	1,100
I C利用料分(三菱他)	4,506
定時職員給与(2月分3月支給)	23,238
水光費(九州大学2月代金)	1,917
新契約自販機(大学への未払い分)	2,527
正規職員残業代(2月分3月支払)	1,221
社会保険料(2月分3月支払)	2,406
バイト代	959
その他	1,268
合計	43,771

④ 未払金法人税等の明細 単位：(千)円

相手先	金額
法人税	0
住民税	1,193
事業税	0
合計	1,193

⑤ 未払費用の明細 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

⑥ 前受金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
ミールプリペイド前受金	289,805
プリペイド	43,821
サービス予約金	12,019
セブンイレブン3月支払い分	-1,819
合計	343,825

⑦ 預り金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
協奏館 (コインランドリー)	2,678
車両入構預り	2,858
卒入記念菓子	353
不動産預り	8,469
セブンイレブン入構料	438
広告業務預り (九大)	2,232
社会保険・所得税・住民税預	863
学生総合共済預り	1,974
学研災預り	1,699
唐津自動車学校	1,655
その他	2,983
合計	26,202

⑧ 預り保証金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
入江医院 (箱崎土地敷金)	3,360
合計	

⑨ 長期未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
なし	
合計	

## (3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

## ① 比較貸借対照表

2022年2月28日 現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2020年度	2021年度	科 目	2020年度	2021年度
	千円	千円		千円	千円
【流動資産】	【 492,755 】	【 529,175 】	【流動負債】	【 756,805 】	【 738,333 】
現金及び預金	47,137	55,350	支払手形	0	0
金銭信託	0	0	買掛金	292,662	294,532
受取手形	0	0	短期借入金	0	0
供給未収金	190,508	198,241	1年以内長期借入金	0	0
商品及び原材料	207,768	215,704	短期リース債務	0	0
貯蔵品	251	1,857	未払金	65,830	43,771
前渡金	20,000	36,000	未払法人税等	1,193	1,193
立替金	63	433	未払消費税等	9,144	19,548
前払費用	3,334	3,088	未払費用	0	0
短期貸付金	0	0	前受金	342,311	343,825
未収金	25,978	20,685	預り金	36,521	26,202
仮払金	17	17	賞与引当金	9,144	9,263
貸倒引当金	△ 2,300	△ 2,200	【固定負債】	【 209,896 】	【 221,007 】
【固定資産】	【 524,328 】	【 492,422 】	長期借入金	190,000	190,000 ※
(有形固定資産)	( 266,059 )	249,676 )	退職給付引当金	16,536	27,647
建物及び附属設備	117,501	126,454	役員退職給与引当金	0	0
建物及設備償却累計額	△ 39,308	△ 44,782	預り保証金	3,360	3,360
構築物	500	500	長期未払金	0	0
構築物償却累計額	△ 185	△ 227			
機器装置	0	0			
機械装置償却累計額	0	0			
車輛運搬具	1,377	1,377			
車輛運搬具償却累計額	△ 1,377	△ 1,377			
器具備品	339,946	341,630			
器具備品償却累計額	△ 201,396	△ 222,899			
リース資産(有形)			負債の部合計	966,700	959,340
リース資産償却累計額					
土地	49,000	49,000			
建設仮勘定	0	0			
(無形固定資産)	( 5,513 )	6,452 )	【組合員資本】	【 50,643 】	62,258 】
ソフトウェア	3,385	4,324	出資金	505,159	507,705
リース資産(無形)	0	0	【剰余金】	【 △ 454,516 】	△ 445,447 】
電話加入権	2,128	2,128	法定準備金	0	0
その他無形行程資産	0	0	任意積立金	0	0
(その他固定資産)	( 252,756 )	236,295 )	当期未処分剰余金	△ 454,516	△ 445,447
関係団体出資金	76,321	76,321	(うち当期剰余金)	13,389	9,069
長期貸付金	0	0			
長期前払費用	156,435	139,974			
差入保証金	20,000	20,000			
その他固定資産	0	0			
			純資産の部合計	50,643	62,258
資産の部合計	1,017,083	1,021,597	負債及び純資産の部合計	1,017,344	1,021,597

※ 長期借入金のうち1億3千万は、日本政策金融公庫からの資本性劣後ローンで資本に組み入れます。資本は1億8千万余となります。

## ② 比較損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	2020年度実績	2021年度予算	2021年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高引	2,082,031	2,546,207	2,445,726	363,695	▲ 100,481
供給値引	33,193	37,490	32,662	▲ 531	▲ 4,828
純供給高引	2,048,838	2,508,717	2,413,064	364,226	▲ 95,653
供給原価	1,724,690	1,993,301	1,951,826	227,136	▲ 41,475
供給総剰余金	357,341	552,906	469,173	111,832	▲ 83,733
共済受託手数料収入	14,443	14,550	14,167	▲ 276	▲ 383
その他手数料収入	51,815	48,943	59,126	7,311	10,183
その他事業収入計	66,258	63,493	73,293	7,035	9,800
事業総剰余	423,600	616,399	542,466	118,866	▲ 73,933
役員報酬	12,374	12,000	11,539	▲ 835	▲ 461
職員給与	105,000	112,176	113,154	8,154	978
定時職員給与	298,886	310,666	301,700	2,814	▲ 8,966
退職給付費用	5,699	10,000	6,936	1,237	▲ 3,064
法定福利費	38,543	38,400	35,991	▲ 2,552	▲ 2,409
厚生費	6,745	6,838	7,659	914	821
役員退職引当金繰入	0	0	0	0	0
人件費合計	467,246	490,080	476,979	9,733	▲ 13,101
教育文化費	660	1,380	770	110	▲ 610
広告報費	7,048	5,738	2,971	▲ 4,077	▲ 2,767
消耗品費	34,108	15,473	19,576	▲ 14,532	4,103
車輜運搬費	4,558	3,282	4,033	▲ 525	751
貸倒引当金繰入	520	0	▲ 100	▲ 620	▲ 100
施設維持管理費	4,300	5,172	7,233	2,933	2,061
減価償却費	30,691	26,374	28,780	▲ 1,911	2,406
賃借料	3,884	3,882	3,787	▲ 97	▲ 95
水道光熱費	21,542	32,981	28,280	6,738	▲ 4,701
保険料	662	691	626	▲ 36	▲ 65
委託料	37,233	34,290	38,318	1,085	4,028
研修採用費	367	140	1,000	633	860
調査研究費	203	383	143	▲ 60	▲ 240
会議費	0	50	0	0	▲ 50
諸会費	9,525	9,565	9,354	▲ 171	▲ 211
渉外費	3	0	0	▲ 3	0
租税公課	3,473	3,376	3,377	▲ 96	1
通信交通費	5,147	5,755	4,900	▲ 247	▲ 855
雑費	1,482	1,748	3,074	1,592	1,326
事業連合委託費	60,750	48,544	47,051	▲ 13,699	▲ 1,493
物件費合計	226,157	198,819	203,172	▲ 22,985	4,353
事業経費合計	693,403	688,899	680,151	▲ 13,252	▲ 8,748
事業剰余金	▲ 269,803	▲ 72,500	▲ 137,684	132,119	▲ 65,184
受取利息	0	0	0	0	0
受取配当金	82	0	82	0	82
雑収入	196,041	97,982	165,330	▲ 30,711	67,348
事業外収益	196,124	97,982	165,413	▲ 30,711	67,431
支払利息	285	0	673	388	673
雑損	6,476	2,196	6,746	270	4,550
事業外費用	6,762	2,196	7,419	657	5,223
経常剰余金	▲ 80,441	23,286	20,310	100,751	▲ 2,976
特別利益計	109,144	4,000	8,965	▲ 100,179	4,965
特別損失計	14,121	14,000	19,014	4,893	5,014
税引前当期剰余金	14,582	13,286	10,261	▲ 4,321	▲ 3,025
法人税等	1,193	1,193	1,193	0	0
過年度法人税等	0	0	0	0	0
当期剰余金	13,389	12,093	9,069	▲ 4,320	▲ 3,024
当期首繰越剰余金	▲ 467,907	▲ 454,515	▲ 454,515	13,392	0
当期未処分剰余金	▲ 454,515	▲ 442,422	▲ 445,447	9,068	▲ 3,025





# 【監査報告】



2022年5月11日

九州大学生協同組合  
理事長 矢原 徹一 殿

## 監査報告書

監事 藤原 学  
監事 赤司 友徳  
監事 座喜味 都孔  
監事 菅田 凌生  
監事 福重 智基

九州大学生協同組合定款35条及び監事監査規則に基づき2021年度の業務の執行並びに決算書及び諸証憑書類の監査を実施したので、下記のとおり報告します。

### 記

1. 監査実施日  
第1回監事会（中間監査） 2022年 3月25日  
第2回監事会（決算監査） 2022年 4月14日  
第3回監事会（決算監査） 2022年 4月27日  
第4回監事会（監査所見作成） 2022年 5月11日
2. 監査場所 九州大学生協同組合 伊都キャンパス  
Zoomによるオンライン会議で行った。  
第4回は、書類の回覧で意見交換を行った。
3. 監査対象期間 2021年3月1日より2022年2月28日
4. 監査方法 業務の施行状況について報告を求め、決算書類（貸借対照表、損益計算書及び付属明細表）及び諸証憑類の照合点検等を実施した。なお、決算書類の監査にあたっては、大企業等の公認会計士監査に準じる鬼塚公認会計士の調査方法及び結果の報告を受け、参考とした。監事会としては、指摘により改善を求める事項を確認した上で、妥当性を確認した。
5. 監査の結果
  - (1) 業務の執行状況について  
当生協の理事は、法令、定款、規約並びに総代会で決定された事業計画に従い、その職務を遂行しているものと認める。
  - (2) 決算書類について  
貸借対照表・損益計算書・欠損金処理（案）はいずれも適正に表示され、法令及び定款に適合しているものと認める。

## 6. 監査所見

- (1) 2021年度は、公募によってセブンイレブン加盟店舗の運営事業者を選定され、センター地区での開業を果たした。これによって、2018年度以降連続して施設を獲得したこととなり、本来は伊都キャンパス内で総合的な事業を展開できる活気の年となったはずである。また、2015年の亭亭舎・皎皎舎建物寄付をはじめとした大型投資が終了し、安定した投資回収をめざす年でもあった。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大は衰えず、前年より対面授業が増加したとはいえ、規制と緩和が繰り返された。その結果、大学生協事業は2年連続で大きな打撃を受けた。利用人数は、年間で213万人（回）と、前年からは77万人（回）増加したが、2019年度と比較すると156万人（回）減少した。一方、総供給高は、24億4572万円で、前年を3億6369万円上回ったが、2019年比較では3億775万円下回った。2019年度との比較で、利用人数の減少に対して総供給高の減少幅が小さかったのは、公費利用が大幅に伸長したことによる。生協理事会は、昨年同様職員の雇用を守り、雇用の継続のため、国の雇用調整助成金を申請し、黒字を確保する努力をしてきたことには敬意を表する。
- (2) 毎年実施している学生生活実態調査や入学時必要経費調査、一言カードや電子掲示板への声に基づき、事業を見直している。大学から要望のあった九大グッズも開発された。九大生協は移転が終了した伊都キャンパスを中心に学生・教職員の生活、活動の基盤として利用されることが期待される。これまでの本生協役職員の努力を評価するとともに、webサイトの活用など学生、教職員に身近な生協づくりにますます努力されたい。
- (3) 13年目となった九州大学発の技術による全学共通ICカード（学生証・教職員証）での生協組合員機能は、レジ通過スピードのアップ、ポイント制度やミールプリペイドのプレミアなど、組合員の利便性や経済的な還元が実現している。伊都キャンパス・大橋キャンパス内では、生協以外の複数の食堂施設で利用が可能になっている。生協運営のセブンイレブンでも利用できる。さらなる組合員への新サービスとして発展させてもらいたい。
- (4) 会計及びシステムの活用を含めた事業の運用面では、商品ロスの削減などでの改善が見られた。しかし、現場における商品管理面には、まだ多くの課題がある。安定した経営基盤の確立のために、いっそうの管理面での強化が求められる。公認会計士の所見も踏まえた内部統制や管理の徹底を望む。
- (5) 事業の基盤である食堂や販売系店舗は急激に整備された。今後は、アフターコロナを見据えて施設を生かした活動を展開するとともに、九大生協本体の基礎固めをしっかり行うべきである。大学との密接な関係をとりながら、今後の活動を行ってもらいたい。
- (6) 2018年・2019年度は人員確保不足による残業の大幅増加で損益の悪化となった。職員の雇用を守り雇用を継続したことは、アフターコロナの経営では財産となることが期待できる。国のコロナ対策の企業支援の融資制度を継続し、長期資金を確保していることは、今後2年程度のコロナの影響により、事業規模の縮小に備えたものと考えている。大型投資や大学への寄付は、今後の事業の基盤づくりと評価できるが、累積の欠損額は、4億を超えている。大学生協としてのサービスの充実と経営効率化のためにも、累積赤字の解消に努力すべきである。新型コロナウイルスの事業への影響の継続や将来の不足の事態に備えるためにも赤字の削減は急務である。一方でコロナ禍と世界情勢の不安定化を反映した経済情勢の悪化の下で学生と教職員の生活を支える大学生協の役割はますます重要となっており、組合員の要望に応えサービスを提供する工夫が求められている。  
また、今後の生協役職員体制の整備にも早急に取り組んでももらいたい。

以上



# 第2号議案

## 2022年度事業計画・予算(案)承認の件

### 【1】2022年度事業計画

#### 1. 2022年の事業環境

- ① 2021年は、前年に比べ、日本経済は改善傾向にあった。2022年に入り、オミクロン株による急激な感染増があった。3月下旬にすべての都道府県で「まん延防止等の重点措置」が解除されている。改善傾向にあった経済に、ロシアによりウクライナ侵略が暗雲をもたらしている。両国ともエネルギーの産出国であり、特にウクライナは世界的な穀倉地帯でもあることから、エネルギーと食糧価格の高騰がおこっている。FAO(国連食糧農業機構)の4月8日発表の食糧物価の見通しでは、2016年基準で3月は160%となっている。2019年・2020年は年間通して、100%前後だった。2021年1月に115%を超え、年末には130%であった。

エネルギーで見ても原油の国際指標である WTI(米国テキサス州で算出される高品質原油)は、ここ数年の倍近い価格に上昇、天然ガスやプロパンガスもここ数年の倍近い価格に上昇している。

4月1日に発表された日銀短観(3月調査)では、製造業、非製造業とも業況判断が悪化した。事前予想ほど悪化しなかったことなどはポジティブに評価できる点もあるが、海外情勢の悪化に加えて、原材料価格の上昇を販売価格に十分に転嫁できていないこと、そしてコロナ対策の営業制限の余波が残っていることが、企業の景況感を曇らせている。

- ② 学生生活実態調査の結果を見ると、九大生の学生の収入は、低下傾向が止まった。長期間下落が続いたことから、基本的な厳しさは継続している。傾向値だが、食事代はオンライン授業の関係で、自宅生では減少している。自宅外生での顕著な増加傾向がなく、オンライン授業で住まいにいる時間が多くなった状態でどのような食生活をしたか、心配な面もある。

一カ月の食費	1年				2年			
	2018年	2019年	2020年	2021年	2018年	2019年	2020年	2021年
自宅	7,320	11,370	4,290	10,250	13,460	8,850	8,210	9,550
自宅外	21,270	23,100	22,130	21,630	24,640	25,950	24,790	23,660

一カ月の食費	3年				4年			
	2018年	2019年	2020年	2021年	2018年	2019年	2020年	2021年
自宅	15,750	14,930	12,310	11,030	13,770	15,570	12,880	15,330
自宅外	23,000	26,960	27,390	24,060	25,810	28,060	28,510	28,030

傾向値だが、食事代はオンライン授業の関係で、自宅生では減少している。自宅外生での顕著な増加傾向がなく、オンライン授業で住まいにいる時間が多くなった状態でどのような食生活をしたか、心配な面もある。

学調による奨学金の受給率は35.8%(前年40.0%)で、有額平均は59,1500円(前年55,230円)となっている。主な使用目的は、生活費の次が授業料で、高い依存度となっている。受給率が減少している一方、受給者の借りている金額は増加している。10万円以上の奨学金の割合が2.6%(前年2.2%)、7万以上とすると5.2%(前年4.0%)となっている。受給率のうち28.2%が貸与型で、大半の受給者が、返還に対する不安を持っている。

- ③ 2022年度の事業環境は、新型コロナウイルスの影響が継続しますが、日常への回帰が進むものと思われる。組合員の生活支援から、生協としての価格への対応が求められる。一方食材の値上がりに加え、一旦上がった最低賃金にともなう定時職員時給への対応も考える必要がある。全国的な大学内食堂(他の大学生協や九大内食堂含め)の値上げ(その後消費増税で税込み

価格値上げ) 時期に価格維持を決めた2009年頃と比較し、福岡市の最低時給は680円から870円に生協の募集時給も720円から890円に上昇している。

- ④ 生協の利用回数は、この2年間のコロナの影響を除くと、全体として増加を継続していた。改善すべき課題は多いものの、九大生協が中期的に実施してきた施策が評価されていると思われる。組合員一人当たり年間利用回数では2019年度で、150回前後で、混雑緩和を含めた更なる利用増加施策が求められる。新型コロナウイルスの影響で、2022年度も2019年度までの回復はできないと予測される。また、大学の福利厚生施設で特に食堂は、昼食時間帯にある程度の利用者の回転がある想定で面積が算出され、従来の生協食堂や店舗運営は混雑を前提として行われている。その点では、コロナの影響がなくなるまで、従前と違った対応が求められる。機械換気と自然換気の合計で密をさけるため、各食堂の収納定員を定めて対応し、テイクアウトの強化が必要となっている。
- ⑤ 中央図書館店の本格的な利用により、移転から文系地区に書籍店がない状況の解消を有効に活用してもらう必要がある。

## 2. 2022年度の事業課題

2022年度は、事業の基盤が総合的に増加した運営事業者として選定されている店舗の運営を安定することが大きな課題である。加えて、中期的な課題として、大きな最終剰余を確保できる経営体として経営再建ができる経営体質をつくることが課題となる。コロナ過での厳しい経営環境の中でも影響を最小限に抑えていく必要がある。

- ① 黒字を継続できる経営体質を作っていくためにも、改善する一部を原資とし組合員の利用結集を強化することを基本課題とする。このことは、生協の生活支援機能の強化でもある。
  - 1) 利用者の声に基づく事業の強化
  - 2) ポイント還元の利用拡大  
還元額は前年を大幅に増加する見込み。
  - 3) ミールプリペイドの普及の拡大(5万を使い切ることが前提だが、対象としている食事・パン・米飯・食品・飲料は利用した価格の5%以上の割引となる。ポイント分を含めると6%程度の割引)
  - 4) 組合員対象の割引企画  
通常期の毎水曜日の食事10%割引、毎金曜日のタイムサービス食品10%割引の継続、書籍の特別割引企画の充実、まとめ買い企画の提案など
  - 5) 全学共通カードの生協プリペイド機能の利用場面の拡大
  - 6) 食事価格は、食材の値上がりやエネルギー価格の上昇にどう対応するかが課題である。  
最低賃金の上昇含め、価格改定の検討を行う必要がある。
- ② また、コロナ前の2019年度の1日の利用平均利用人数は、17,000人前後。年間平均で組合員一人当たりは150回程度です。混雑緩和や魅力有る店舗づくりの強化により、利用人数の増加をめざす。
- ③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を供給剰余高で除した比率)の目標は次年度以降の課題とする。理由は、少なくとも6月までの雇用調整助成金の申請により、支払賃金と実際の労働時間が違うため、計算がしにくいことによる。

中期目標	合計	60%	販売40%	食堂55%	(複合50%)
2023年度以降の目標	合計	69.4%	販売45%	食堂60%	(複合55%)

### 3. 事業改善の重点

#### ① 昼食時の混雑緩和

#### ② 教科書の採用活動の強化

カリキュラムに基づく教員への受注活動をやりきる。

採用教科書(生協取扱)の一覧表を作成し、入荷案内の強化を行う。

#### ③ 販売系共通

利用に合わせた品揃の改善(文具・情報機器消耗品・日用品)をする。

学事や学部日でのキャンパス人口の変化に合わせた適切な仕入(パン弁当・飲料)を行う。

日生協商品の取扱の拡大により安全安心に加え、価格メリットを拡大する。

#### ④ 食堂系共通

適温提供・均一な味など品質管理の強化

昼食時のスピード出食

#### ⑤ 学生の行動場面に即した旅行商品・自動車教習所などの提案

4. 新型コロナウイルスの感染予防の緊急事態宣言は、大学運営に大きな影響を与え、大学生協事業はキャンパスに学生教職員が滞留し利用する事業であり、そこに重点的な投資を行っている。特に2015年度から2019年度は、建物の寄付を含め、大型の投資を継続したことから、2020年1月(2019年度)以降の感染による規制は、経営的な打撃が大きなものであった。2022年度も同じ経営構造である。国の助成制度を活用し、影響を最小限にしていけることが求められる。

## 【2】2022年度予算案

1. 総供給高(書籍の値引きを加えた売上、税抜き)は、食堂やパン米飯などが2019年度対比で80%程度に回復するなど、26億7,262万円に回復する計画とする。

予算上は、セブンイレブン店の供給は0円とし、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余を事業収入として計上する。2022年度決算を提案する次年度の総代会議案や税務申告は供給高を加え、生協会計と合体するようにする。

2. 供給値引きは書籍分類の伸長計画に伴い増加で計画する。ミールプリペイドのプレミア分は供給高を減算する処理をしている。

3. 供給剰余高は、食堂やパン米飯の回復などで、1億2,153万円の増加を計画する。共済収入は前年並み、事業収入は、2,368万円の増加(セブンイレブン店の決算上の剰余の増加)を計画する。以上の3つの事業の基本収入は合計(供給利用総剰余高)では、1億4,370万円の増加を計画した。

4. 人件費は、合計で、前年対比4,775万円増加で計画した。供給の伸長により、投下労働がある程度増加すると見込みとする。

正規職員は、人員増とある程度の残業の増加で、1319万円の増加を計画する。年齢構成で60代の職員3名の後継育成のため補充が必要。

定時職員給与は、2021年度に比べ、営業時間の拡大や閉店していた店舗の再開、募集時給の

改善などで、3392万円の増加を計画する。

退職給付会計は、2022年発生の要支給額を計上する。2020年度取崩しに対応する積立は、特別損失で予算計上する。法定福利費や厚生費は人員構成の変動によるもの。

定時職員の時給は最低賃金の改定の影響を考慮する必要がある。必要人員の確保のため、年2回ベースの改訂を計画します。最低賃金よりある程度上回る募集時給を目指す。

5. 物件費は、供給回復による水光費や事業連合委託費の増加があり。消耗品や委託費の減少は新規店舗の計画がないため。広報費の増加は、ポイント還元の費用増加があるため。2021年度は、国の5%還元分の清算で費用発生が少なかった。減価償却費は前年のセブンイレブン店の償却が丸1年分となるため増加。
6. 事業剰余高は、4,342万円の赤字を計画する。コロナ対応の雇用調整分は人件費で計上し、助成金を事業外収入で計上するためである。その他の事業外収支を加えた経常剰余高で2015万円の黒字を計画する。雇用調整助成金などの助成金を6,000万円で見込んでいる。そのうち、2,500万円は2021年度分の助成のうち、税務申告までに確定しなかったものと決定通知の取得時期で収入計上ができず、2022年に計上するもので確定している。特別利益は、2021年度より減少で出資金の整理益を400万円計上する。特別損失では、大学寄付分（亭亭舎・皎皎舎建物）等の前払い費用の償却及び退職給付会計の不足分のうち500万円を計上する。税引き後の最終剰余は322万円を計画する。
7. 全国大学生協共済連の解散に伴う財産分与は計画数値に反映させない。



2022年度予算						単位:千円
	2021年度予算	2021年度実績	2022年度予算	前年予算比	前年比	備考
<b>供給高</b>	<b>2,546,207</b>	<b>2,445,726</b>	<b>2,672,620</b>	<b>126,413</b>	<b>226,894</b>	ある程度供給が戻る
供給値引き	37,490	32,662	36,045	-1,445	3,383	書籍の供給増
純供給高	2,508,717	2,413,064	2,636,575	127,858	223,511	値引き後の供給高
供給剰余高	552,906	469,173	589,737	36,831	120,564	食堂がある程度回復する。セブンイレブン店通年営業
共済収入	14,550	14,167	14,170	-380	3	加入者数は横ばいで計画
事業収入	48,943	59,126	82,811	33,868	23,685	
<b>供給利用総剰余</b>	<b>616,399</b>	<b>542,466</b>	<b>686,718</b>	<b>70,319</b>	<b>144,252</b>	
管理費及び販売費	688,899	680,151	730,138	41,239	49,987	
<b>人件費</b>	<b>490,080</b>	<b>476,979</b>	<b>524,728</b>	<b>34,648</b>	<b>47,749</b>	
役員報酬	12,000	11,539	12,500	500	961	最高限度額は予算とする。
職員給与	112,176	113,154	126,350	14,174	13,196	年間の人員増、供給増で残業の増加
定時職員給与	310,666	301,700	335,626	24,960	33,926	ベースの改訂と投下労働の増加
退職給付会計	10,000	6,936	5,000	-5,000	-1,936	退職給付会計に基づき計画 不足分は特別損失
法定福利費	38,400	35,991	37,300	-1,100	1,309	健康保険料・厚生年金等の事業主負担分
厚生費	6,838	7,659	7,952	1,114	293	正規職員の交通費・健康診断
<b>物件費</b>	<b>198,819</b>	<b>203,172</b>	<b>205,410</b>	<b>6,591</b>	<b>2,238</b>	
教育文化費	1,380	770	1,215	-165	445	学生組織の組合員向け宣伝物・企画費用
広報費	5,738	2,971	7,279	1,541	4,308	業務用宣伝物の費用・ポイント還元
消耗品費	15,473	19,576	16,389	916	-3,187	投資の終了
車両運搬費	3,282	4,033	4,149	867	116	書籍返品運賃負担増
貸倒引当金繰入	0	-100	0	0	100	洗い替え
施設維持管理費	5,172	7,233	5,753	581	-1,480	食堂厨房機器の修理など。
減価償却費	26,374	28,780	29,702	3,328	922	投資のうち、固定資産の償却費。
賃借料	3,882	3,787	4,001	119	214	旅行端末及び学研都市駅店、学内2店舗の賃料
水道光熱費	32,981	28,280	35,026	2,045	6,746	ある程度食堂の利用が戻る計画
保険料	691	626	650	-41	24	在庫等の火災保険、盗難保険、自動車保険
委託料	34,290	38,318	33,100	-1,190	-5,218	投資に伴う委託費の減少、主にシステム費用
研修採用費	140	1,000	448	308	-552	主に定時職員の募集費用、前年セブンの研修
調査研究費	383	143	298	-85	155	調査及び資格関係の取得費用
会議費	50	0	0	-50	0	
諸会費	9,565	9,354	8,230	-1,335	-1,124	連合会等の会費
渉外費	0	0	0	0	0	
租税公課	3,376	3,377	2,739	-637	-638	固定資産税・固定資産償却税・印紙税
通信交通費	5,755	4,900	4,941	-814	41	電話代・切手代
雑費	1,748	3,074	1,804	56	-1,270	クレジット清算費用・振込手数料
事業連合委託費	48,544	47,051	49,686	1,142	2,635	供給及び供給剰余予算に連動した基準
<b>事業剰余</b>	<b>-72,500</b>	<b>-137,685</b>	<b>-43,420</b>	<b>29,080</b>	<b>94,265</b>	
事業外収入	97,982	165,413	64,700	-33,282	-100,713	国・県の助成金等を6000万円見込んでいる
事業外費用	2,196	7,422	1,862	-334	-5,560	過去の出資金整理益分で返還したもの、大学への寄付
<b>経常剰余</b>	<b>23,286</b>	<b>20,307</b>	<b>19,418</b>	<b>-3,868</b>	<b>-889</b>	
特別利益	4,000	8,965	4,000	0	-4,965	出資金の整理益
特別損出	14,000	19,014	19,000	5,000	-14	大学への寄附建物及び退職給付会計不足分の償却
<b>税引き前当期剰余高</b>	<b>13,286</b>	<b>10,258</b>	<b>4,418</b>	<b>-8,868</b>	<b>-5,840</b>	
法人税等	1,193	1,193	1,193	0	0	
<b>当期剰余金</b>	<b>12,093</b>	<b>9,066</b>	<b>3,225</b>	<b>-8,868</b>	<b>-5,841</b>	
役員報酬は、総額の上限の範囲内で、役員報酬規則に基づき支給する。						
各役員の報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねる。						
セブンイレブン店は、売上を予算計上せず、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余を事業手数料として計上しています。本部作成の決算書は、セブンイレブン本部からの消耗品等の費用が営業経費として、計上されています。人件費や九大生協が調達する消耗品等は、生協会計で費用計上します。						



# 第3号議案 定款一部改正の件

以下のとおり、定款を改正します。

## 1. 改正の内容

改正案	現行条文
(事業の品目等) 第68条 (略) 2 (略) 3 第3条第4号に規定する生活の共済を 図る事業は、次に掲げるものとする。 <u>日本コープ共済生活協同組合連合会            が行う学生総合共済事業、短期生命共            済事業及び短期火災共済事業の業務            の一部を受託する受託共済事業</u>	事業の品目等) 第68条 (略) 2 (略) 3 第3条第4号に規定する生活の共済 を図る事業は、次に掲げるものとする。 <u>(1) 全国大学生協共済生活協同組合連合            会が行う短期生命共済事業及び短期            火災共済事業の業務の一部を受託す            る受託共済事業</u> <u>(2) 日本コープ共済生活協同組合連合会            が行う学生総合共済事業の業務の一            部を受託する受託共済事業</u>
附則 (施行期日) 1 (略) 1 この定款は、福岡県知事の認可を受け た日(2022年〇月〇日)又は、202 2年10月1日のいずれか遅い日から施 行する。	附則 (施行期日) 1 (略)

## 2. 改正の理由

定款第68条(事業の品目)に掲げてきた共済事業は、これまで全国大学生協共済生活協同組合連合会と日本コープ共済生活協同組合連合会が共同引受で行ってきたものですが、2022年10月1日より、全国大学生協共済生活協同組合連合会は日本コープ共済生活協同組合連合会に対し、共済事業を全部譲渡し、合わせて共済契約を包括移転します。そのため、事業の受託元を変更するための定款改正を行います。

なお、全国大学生協共済生活協同組合連合会は2022年9月30日をもって解散する方針です。



# 第4号議案

## 日本コープ共済生活協同組合連合会への加入の件

1. 日本コープ共済生活協同組合連合会に加入します。

2. 加入の理由

2022年10月1日より、全国大学生協共済生活協同組合連合会は日本コープ共済生活協同組合連合会に対し、共済事業を全部譲渡し、合わせて共済契約を包括移転します。そのため、日本コープ共済生活協同組合連合会に加入し、共済事業の取り扱いを継続します。

< 参 考 >

1. 連合会への「加入」は総(代)会での議決、加入に伴い必要な「出資金額(口数)」の決定は、今回の出資金額の場合は理事会での議決による機関手続きが必要となります。

コープ共済連への出資金額(出資口数)は、10万円(1口)を予定しています。

2. コープ共済連への会費の支払いはありません。

以上

**資料1** 日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)の概要

**CO・OP共済のめざすもの**

私たちはコープ共済によって、組合員相互の助け合いにより、組合員のくらしの中の各種の危険による経済的な損失を保障することを中心にして、組合員のくらしの向上に役立ち、生協の発展、協同組合運動の普及と豊かな社会づくりへの貢献をめざします。

1. コープ共済は、組合員のくらしに必要な保障を、より良い内容、より安い掛金で実現します。
2. コープ共済は、共済金の支払いを受けた組合員の声の紹介や、共済の必要性を理解していただくことを通して、協同組合の基本的価値である相互扶助や協同の精神を育みます。
3. コープ共済は、健全で効率的な共済事業の運営と加入者の拡大により生協の社会的信頼を高めます。
4. コープ共済は、組合員が共済や保険について学び合える機会をつくり、くらしに役立つ保障の選択ができる力を養います。
5. コープ共済は、少子高齢化、健康、福祉の問題を積極的に受け止め、社会福祉活動・災害時の対応等の社会貢献をおこないます。

所在地	所在地: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4 - 1- 13 コープ共済プラザ ☎ 03-6836-1300( <a href="https://coopkyosai.coop/">https://coopkyosai.coop/</a> )
根拠法	根拠法:消費生活協同組合法
所管	所 管:厚生労働省
代表	代表理事理事長 和田 寿昭
設立	1951 年(昭和26 年)日本生協連を設立。 1984 年(昭和59 年)元受共済事業を開始。 2008 年(平成20 年)共済事業の専業の連合会として設立。 2009 年(平成21 年)コープ共済連としての事業を開始。
事業内容	共済事業および会員生協の指導・連絡・調整、ライフプランニング活動の推進。
取扱	①元受共済 CO・OP共済《たすけあい》・CO・OP共済《あいぷらす》 CO・OP共済《ずっとあい》 CO・OP学生総合共済(2022年4月より大学生協共済連と共同引受) ②受託共済(こくみん共済coop) CO・OP生命共済《新あいあい》・CO・OP火災共済 ・マイカー共済
特長	日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)は、CO・OP共済を取り扱う生協と日本生活協同組合連合会(日本生協連)が共同で設立した共済事業だけを専門におこなう生協連合会。 購買事業の生協運動と連動した共済の普及推進。 2021年度から大学生協との連携を開始し、学生総合共済を共同引受。

## 実施会員数

(単位:会員)

共済事業の種類	2019年度	2020年度
《たすけあい》生命共済・住宅災害共済・こども共済	142	142
《あいふらす》定期生命共済	142	142
《ずっとあい》終身共済	137	137

## 加入者数

(単位:人)

共済事業の種類	2019年度	2020年度	
《たすけあい》	生命共済・住宅災害共済	3,208,240	3,257,162
	こども共済	2,713,550	2,706,528
《あいふらす》定期生命共済	1,968,949	2,036,978	
《ずっとあい》終身共済	609,763	677,550	
合計	8,500,502	8,678,218	

## 受入共済掛金

(単位:千円未満切り捨て)

共済事業の種類	2019年度	2020年度
生命共済・住宅災害共済	73,222,627	74,165,369
こども共済	33,576,641	33,657,741
《あいふらす》定期生命共済	63,697,770	66,227,768
《ずっとあい》終身共済	24,391,460	26,900,051
合計	194,888,500	200,950,931

## 共済金支払件数

(単位:件)

共済事業の種類	2019年度	2020年度	
《たすけあい》	生命共済・住宅災害共済	569,754	551,649
	こども共済	552,772	484,772
《あいふらす》定期生命共済	190,879	192,399	
《ずっとあい》終身共済	68,527	70,017	
合計	1,381,932	1,298,837	

## 支払共済金額

(単位:千円未満切り捨て)

共済事業の種類	2019年度	2020年度
生命共済・住宅災害共済	27,462,474	26,118,643
こども共済	15,319,516	13,895,413
《あいふらす》定期生命共済	22,189,429	23,343,267
《ずっとあい》終身共済	3,963,003	4,121,707
合計	68,934,424	67,479,031

コープ共済連 事業のご報告2021より抜粋  
以上





# 第5号議案

## 議案決議効力発生に伴

各号の決議の本旨に反しない範囲での字句の修正を、理事会に一任することを承認ください。

### 1. 提案理由

総代会の議決は、消費生活協同組合法に基づき、認可権限者の福岡県知事に報告及び届出を行います。届出の際に県の指導により、字句等の修正が求められることがあります。また、誤植の訂正が必要な場合もあり、その場合の取扱を理事会に一任していただく趣旨です。



# 第6号議案 役員選挙の件

定数	理事	25名(定款は21名以上25名以内)
	監事	5名(定款は5名)



# 2021年度 九大生協そしき部 活動報告

九大生協そしき部 2021年度部長  
木村 優樹

## 1. そしき部とは

そしき部は、九州大学生協同組合所属の学生団体で、正式名称は「九大生協そしき部」といいます。九大生協の組合員がより良い生活を送れるように学生目線から日々様々な活動を行っています。

## 2. 2021年度活動方針

- 組合員の現状把握に進んで取り組み、これまでの経験を活かしつつ柔軟に対応する。
- そしき部内での情報や想いの共有・連携を欠かさずに行う。
- そしき部外とも積極的に連携し、より幅広い活動を行う。

九州規模・全国規模で開催される他大学生協のそしき部（学生委員会）との連帯活動（セミナー等）に多くの部員が積極的に参加し、その経験や知識を活動に活かしています。また、今年度は学内外の他団体と協力した活動を行い、この連携を活かして活動の幅をさらに広げることができました。

部内においても、現状に対して頻繁に議論を行い、積極的に意見交換を行いました。組合員の声の収集・分析をより強化し、実際に活動に活かされることが望まれます。

## 3. 2021年度の主な活動内容

### 8月 ●オープンキャンパス企画【対象：高校生】

今年度の本学オープンキャンパスは、オンラインでの開催となりました。

①特設 web ページを作成し情報発信を行ったり、②Zoom 上でのオンライン相談会を実施したりして、高校生や受験生との双方向的なやり取りを実現しました。

### 9月 ◎秋の共同購入 2021【対象：学部1年生】

学部1年生が後期の基幹教育で使用する教科書・教材を購入してもらう企画です。感染症対策を実施したうえで開催しました。

### 12月 ○ちょっきにボードの作成【作成：組合員全体】

部員が“ちょっと気になった”社会的課題について調べました。それをまとめ、そしき部公式 Twitter 及び Instagram で発信しました。組合員に対し、身の回りの社会的課題について触れ、考えてもらうことを目指しました。

### ○九州大学フードパントリー2021【対象：組合員全体】

JA 糸島等と協力し、地元で採れた農作物（大根、米など）やその他食料品（もちもちうどんなど）、衣料品（マスク、生理用品など）を提供しました。当日は大盛況となり、糸島新聞などのメディアで紹介されました。

### 2月 ◎さきどり 2022【対象：2022年度総合型選抜入試・推薦入試・国際入試合格者】

早期合格者独自の現状を捕らえ、同じ早期合格者の同級生や先輩と交流しながら親睦を深めるサポートを行いました。オンラインで開催しましたが、多くの合格者の皆さんに参加していただきました。

### ●下見応援団 2022【対象：2022年度九州大学 前期試験 受験生・保護者】

例年であれば前期試験の前日に、受験会場の下見にくる受験生・保護者への道案内や質問対応を行っています。今年度は、感染症対策のため縮小し、特設公式 LINE アカウントを介して受験生や保護者のご質問に回答しました。

### 3月 ◎入学前説明会 2022【対象：2022年度新入生】

大学生活や九大生協の各種サービスについての説明を行いました。大学側とも協議の上でオンライン・対面両形式での開催を実現しました。説明会後に行った参加者対象ア

ンケートでも大変高評価をいただきました。

#### 4月

◎たまごからひよこへ【対象：2022年度新入生】

2022年度に入学する新入生を対象に、オンライン交流イベントを実施しました。実施にあたっては、在校生に対して班内の進行をお願いするとともに、所属する部活動・サークル等の紹介もしていただきました。

◎春の教科書グループ購入2022【対象：2022年度新入生】

新入生が前期に受講する基幹教育科目のうち、必修科目となっている教科書や教材を購入してもらうイベントです。上級生の総代を中心に運営の補助をお願いし、クラス内役職の決定を行うとともに、クラス写真の撮影も行いました。

◎そしき部新歓交流会・講習会・「もぎぶか」【対象：2021年度新入生】

そしき部の新歓企画の一環で行いました。新入生と部員が交流したり、そしき部の活動の様子を知ったり、実際に部会の雰囲気を知ってもらったりしました。新歓用にTwitterアカウントおよび公式LINEアカウントの運用を行い、頻繁に情報発信を行いました。

#### 5月

○おいでよそうだいの森2022【対象：2022年度学部1年総代】

総代会を前に、新たに総代に立候補していただいた新入生総代の皆さんに、生協の仕組みや総代の役割、総代会で扱う議案について説明を行いながら、いくつかのゲームを通じて学びを深めてもらいました。

#### その他

○新入生応援情報誌『WEDGE』【対象：2022年度新入生】

入学前に不安を解消してもらうこと、入学後の学生生活に期待を抱いてもらうことを目的とした新入生応援情報誌を作成しました。また、WEDGE本誌に掲載できなかった内容や追加情報をまとめたサイト『webWEDGE』も作成しました。

→URL: <https://webwedgequ.studio.site/>

○サークル情報webサイト Q Board【対象：組合員】

九州大学の部活動・サークル等の紹介をそれらの新歓イベントを投稿・閲覧することができるwebサイトを運営しています。個々の団体と連携し、掲載の幅を広めたり、積極的に情報発信を行ったりすることで、より利用しやすいサイト運営を行いました。

→URL: <https://www.qboard.info/>

○店舗活動【対象：組合員】

生協店舗で行われているフェアや春・秋の教科書注文に関する情報、食堂のメニューに関する情報、書籍の特別割引企画に関する宣伝をそしき部の公式SNSで紹介したり、情報発信したりしました。

○共済ボード【対象：組合員】

共済をはじめとした健康関連の情報をそしき部公式Twitterにて発信するとともに、ビッグさんどにおいて掲示しました。組合員に対して自身の健康を意識し直してもらう機会を提供するとともに、共済について知ってもらうことを目指しました。

●受験生サポート掲示板【対象：九州大学の受験を考えている高校生とその保護者】

高校生や保護者から寄せられる、受験や大学生活、新生活に関する質問や相談に対し、そしき部員をはじめとする現役九大生が回答する形式で掲示板を管理・運営を行っています。

#### 4. 2023年度活動方針

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1) そしき部内での情報や考えの共有・話し合いを欠かさない</li><li>2) そしき部外とも積極的に連携し、交流する</li><li>3) 1)2)を通して学生目線で組合員の生活をよりよいものにする</li></ol> |
|---|

# 体育総務委員会活動報告

2022年4月25日

文責 中尾誉

## 1. 体育総務委員会とは

体育総務委員会は、体育総部（九州大学公認の体育会系の部活動）の総括、活動の支援を目的として活動している団体です。

具体的には、スポーツクラブガイダンス、体育館やグラウンドの使用時間の割り振り、七大戦の運営、『嵐雲』の作成などを行っています。

## 2. 局ごとの主な仕事内容

体育総務委員会は四つの局に分かれています。局ごとの主な仕事内容は、以下の通りです。

### I. 事業局

主に九州大学内で行われるイベントの企画、運営を行っています。

イベントには以下のようなものがあります。

- ・スポーツクラブガイダンス…新入生に向けて体育総部が合同で活動計紹介などを行う新歓イベント。

- ・リーダー会議…各部活の代表が集まり、体育総部としての方針を決める体育総部の最高機関議決機関の会議。主に体育総務からの活動報告や、学務からの報告が行われる。

- ・強化講習会…外部から講師を招待し、体力面、メンタル面などに関する様々な講演を聞き学習することにより、体育会全体の技術・大会成績の向上をはかる。

（強化講習会はコロナ禍のためここ数年実施せず）

### II. 広報局

SNS やホームページを用いて、試合結果の報告やイベントの告知をしています。また入学式で新入生に配布される部活動紹介冊子『嵐雲』を発行しています。

### III. 渉外局

他大学体育会との学外交渉を専門に行う部局です。例えば、九州インカレや7つの旧帝国大学で競う七大戦の運営を行っています。

#### IV. 総務局

体育総務内での、様々な活動を行っています。例えば、各部活動で使用する施設の管理、連絡先の把握、遠征証明書の管理、会計などの事務を担っています。

#### 2021年度 活動報告

##### 2021年

- 4月 嵐雲配布  
スポーツクラブガイダンス  
リーダー会議（オンライン）
- 5月 新派遣部員加入  
リーダー会議
- 10月 リーダー会議  
委員長会議
- 11月 委員長会議  
新派遣委員加入

##### 2022年

- 3月 委員長会議
- 4月 体育総務室移転  
グラウンドガイダンス
- 5月 リーダー会議



# 資料集

- 九州大学生協定款
- 総代選挙規約
- 総代会運営規則
- 役員選挙規約
- 監事監査規則
- 役員報酬規則



## 九州大学生生活協同組合定款

### 目次

第1章	総則 (第1条～第5条)
第2章	組合員及び出資金 (第6条～第17条)
第3章	役職員 (第18条～第42条)
第4章	総代会及び総会 (第43条～第66条)
第5章	事業の執行 (第67条～第68条)
第6章	会計 (第69条～第81条)
第7章	解散 (第82条～第83条)
第8章	雑則 (第84条～第86条)
附	則

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とする。

#### (名 称)

第2条 この組合は、九州大学生生活協同組合という。

#### (事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 組合員のための保険業法に基づく保険代理店業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

#### (区 域)

第4条 この組合の区域は、国立大学法人九州大学の職域とする。

#### (事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を福岡県福岡市に置く。

### 第2章 組合員及び出資金

#### (組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。
- 3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
- 4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
- 4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。
- 5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。
  - (2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
  - (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- 2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
  - 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、

その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合  
は、その払込済出資額に相当する額
  - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少させる場合について準用する。

### 第3章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上、25人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
- 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員)の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員)の任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に在任する役員の任期が終了するときまでとする。

3 役員)の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員)が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員)の数がその定数を欠くに至ったときは、その役員)は、後任者が就任するまでの間は、なお役員)としての権利義務を有するものとする。

(役員)の兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合の理事又は使用人

(2) この組合の子会社等(子会社、子会社等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員)の責任)

第23条 役員)は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員)は、その任務を怠ったときは、この組合)に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項)の任務を怠ってされた行為が理事会)の決議に基づき行われたときは、その決議)に賛成した理事)は、その行為)をしたものとみなす。

4 第2項)の責任は、総組合)員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項)の規定にかかわらず、第2項)の責任は、当該役員)が職務)を行うにつき善意)でかつ重大な過失)がないときは、法令)で定める額を限度として、総代会)の決議)によって免除することができる。

6 前項)の場合には、理事)は、同項)の総代会)において次に掲げる事項)を開示)しなければならない。

(1) 責任)の原因)となった事実)及び賠償)の責任)を負う額

(2) 前項)の規定)により免除)することができる額の限度)及びその算定)の根拠

(3) 責任)を免除)すべき理由)及び免除)額

7 理事)は、第2項)による責任)の免除(理事)の責任)の免除)に限る。)に関する議案)を総代会)に提出するには、各監事)の同意)を得なければならない。

8 第5項)の決議)があった場合)において、組合)が、当該決議)後に同項)の役員)に対し退職)慰労金(当該役員)が使用人)を兼ね)ていた期間)の使用人)としての退職)手当)を含む。)を支給)するときは、総代会)の承認)を受けなければならない。

9 役員)がその職務)を行う)について悪意)又は重大な過失)があったときは、当該役員)は、これによって第三者)に生じた損害)を賠償)する責任)を負う。

10 次の各号)に掲げる者)が、当該各号)に定める行為)をしたときも、前項)と同様の取扱い)とする。ただし、その者)が当該行為)をすることについて注意)を怠ら)なかったことを証明)したときは、こ

の限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故があるときは、その職務を専務理事とともに代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、副理事長とともに、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。



3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第4章 総代会及び総会

### (総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

### (総代の定数)

第44条 総代の定数は、200人以上250人以内において総代選挙規約で定める。

### (総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

### (総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

### (総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

### (総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

### (総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

### (通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

### (臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

### (総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

### (総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承

認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期又は続行の決議）

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
  - (2) 規約の設定、変更及び廃止
  - (3) 解散及び合併
  - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
  - (5) 出資一口の金額の減少
  - (6) 事業報告書及び決算関係書類
  - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

（総代会の成立要件）

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。  
ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第66条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したと

きは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総代会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

## 第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、日用品、食料品、衣料品、電気製品、家具、医薬品、たばこ、官製品、酒、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。

(1)全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び短期火災共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

(2)日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業

## 第6章 会計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越

金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に職域及び地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書(利用高券・レシート等)を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書(利用高券・レシート等)を提出してこれを行わなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書(利用高券・レシート等)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第77条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第80条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第81条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

## 第7章 解散

(解散)

第82条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続きの開始の決定



#### (4) 行政庁の解散命令

- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第1項の規定による通学する者を除く。）が20人未満になったときは、解散する。
- 3 理事は、この組合が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

#### (残余財産の処分)

第83条 この組合が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

### 第8章 雑 則

#### (公告の方法)

第84条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

- 2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

#### (組合の組合員に対する通知及び催告)

第85条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

- 2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

#### (実施規則)

第86条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この定款は、この組合成立の日（昭和35年10月14日）から施行する。
- 2 この定款は、昭和47年5月27日改定し、同日より実施する。
- 3 この定款は、昭和60年12月14日改定し、同日より実施する。
- 4 この定款は、平成2年5月26日改定し、同日より実施する。
- 5 この定款は、平成6年8月24日改定し、同日より実施する。
- 6 この定款は、平成20年7月17日改定し、同日より実施する。
- 7 この定款は、平成21年6月24日に改定し、同日より実施する。
- 8 この定款は、平成23年6月20日改定し、同日より実施する。
- 9 この定款は、令和3年6月9日に改定し、同日より実施する。



## 総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条規定する総代の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び各選挙区ごとの総代の定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。

2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上5人以内をもって構成する。

3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

4 総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成する。総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。

5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の議決によって決する。

6 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは、総代選挙管理委員会が決定する。

7 総代選挙管理委員長は選挙の結果を理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、総代選挙管理委員会の定める日に組合員名簿に登録されている者とする。

但し、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(総代の選挙及び公示)

第5条 任期満了にともなう総代選挙は総代会の会日の30日前までに公告を行ない会日の14日前までに選挙を実施する。公告にあたっては次のことを組合員に公示する。

(1) 総代の選挙区と定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) 選挙期日・投票場所と投票方法

(総代候補者の受付)

第6条 総代に立候補しようとする組合員は、公示された立候補受付期間中に、組合の定めた立候補届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、その選挙区の組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間内に推薦を届け出ることができる。

(候補者の公示)

第7条 総代選挙管理委員長は、選挙期日の7日前までに、候補者受付期間に届け出のあった候補者の所属と氏名を、組合員に公示しなければならない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は、総代選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第9条 候補者が定員をこえた選挙区は、組合員一人一票とし、無記名連記制によって選挙を行なう。

(当選者)

第10条 当選の決定は有効投票の多数の順による。但し、当選最下位者の得票数が同数の時は抽選により当選者を決定する。

2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

- 3 候補者がその選挙区の定数以内であるときは、その選挙区の定数は当選した候補者の数とし、総代総数が定款に定める最低定数を満たさないときは定員割れとなった選挙区について再選挙を行なう。

(無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの
- (3) 人名がなにびとかわ確認しがたいもの
- (4) 選挙される総代の氏名のほか、他事を記載したもの

(立会人)

第12条 委員会は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公示)

第13条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の所属、氏名を公示する。

(就任)

第14条 当選者は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の3日後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を総代選挙管理委員長に届け出た場合はこの限りではない。

- 2 当選者が就任を辞退した時、またはその資格を失った時は、次点のものを順に繰り上げ当選とする。
- 3 次点者の繰り上げによっても総代の定数に満たない場合は、第10条第3項を準用する。
- 4 前三項の規定は、任期途中における欠員についても適用する。

(異議申し立て)

第15条 選挙に関する異議は、当選の公示から7日以内に選挙管理委員会に対して書面をもって委員会に対しておこなう。

- 2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。
- 3 選挙管理委員会は第1項の異議が正当であるか否かを異議申立の日から5日以内に異議申立人に通知する。
- 4 異議が正当であり、かつ、それが個々の候補者の当選に影響するときは、選挙管理委員会は当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
- 5 異議の理由が当該選挙区又は全選挙区の選挙に関わり、かつそれがその選挙の結果に影響するときは、選挙管理委員会は当該選挙区または全選挙区の選挙を無効とし、再選挙を公告しなければならない。

(補充)

第16条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場

合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

- 2 補充選挙については、前各条を準用する。

(細則)

第17条 選挙実施の細則は選挙管理委員会において別に定める。

(改廃)

第18条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生生活協同組合総代選挙規定を廃止する。

## 総代会運営規約

### (総則)

第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

### (総代の資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。

- 2 定款第61条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。
- 3 書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

### (傍聴)

第3条 組合員は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。

### (資格審査委員会)

第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

### (開会)

第5条 総代の出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。

### (議長の選出)

第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。

- 2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。
- 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

### (書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、書記若干名を指名する。

### (議事運営委員)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

### (退場の制限その他)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

- 2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。
- 4 第2項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

### (発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。
- 3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。
- 4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

### (質問に対する答弁)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないとして認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付きなければならない。

3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。

4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。

5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。

6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決・採択に付きなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

第18条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

第19条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

- 2 総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。
- 3 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。
- 4 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第21条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第22条 本規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生協同組合総代会細則を廃止する。





## 役員選挙規約

(総則)

第1条 定款第19条により、総代会において役員選挙を行なう場合は、この規約の定めるところによる。

(選挙区及び定数)

第2条 選挙区及び定員は理事会において決定する。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会を設けて行なう。

(役員選挙管理委員の選任)

第5条 役員選挙管理委員会の委員は組合員の中から理事会の指名にもとづいて理事長が任命する。

(役員選挙管理委員の定数)

第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上5人以内とし、理事会で定める。

(役員選挙管理委員の任期)

第7条 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 役員選挙管理委員が役員に立候補又は就任する場合は役員選挙管理委員を辞任しなければならない。

(役員選挙管理委員の構成)

第8条 役員選挙管理委員会は、役員選挙管理委員をもって構成する。

- 2 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員長を互選する。
- 3 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員長が招集する。
- 4 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員の半数以上が出席することによって成立する。
- 5 役員選挙管理委員会の議事は、出席した役員選挙管理委員の過半数で決する。

(役員選挙管理委員会の任務)

第9条 役員選挙管理委員会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を行なわなければならない。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付、締切及び公示
- (3) 投票及び開票の立ち会い
- (4) 当落の確認、総代会への当選人の報告及び当選者への通知
- (5) 違反行為のあった場合の当落の判定
- (6) 選挙録の作成
- (7) その他選挙に必要な事務

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、定款第53条の総代会開催の公示をしようとする日の1週間前までに行ない、立候補の受付は5日間とする。(ただし、休日は日数として算定しない。)

(立候補の届出)

第11条 理事及び監事の立候補者となろうとするものは、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。

- 2 理事会は、理事及び監事の候補者を推薦することができる。理事会は、推薦する候補者を、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。
- 3 次の者は立候補することができない。
  - (1)第3条に規定する者
  - (2)役員選挙管理委員

(重複立候補の禁止)

第12条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して立候補すること、並びに異なる選挙区の候補者に重複して立候補することはできない。

(選挙運動)

第13条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第14条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は総代会出席者の過半数の信任を得た者の中から有効投票数の順により決する。ただし、得票最下位者の得票数が同数の時(当該得票数が有効投票の過半数である場合に限る。)は抽選により当選者を決定する。
- 4 出席者の過半数の信任を得た者が第2条による定数に満たない場合は、過半数の信任を得られなかった候補者につき再投票を行う。再投票の結果、なお過半数の信任を得た者が定数に満たない場合は、定款の規定の範囲内で定数を減ずる。
- 5 登録された役員候補者が、第2条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、信任投票を行う。この場合、出席者の過半数の信任を得た者が信任された者とする。

(書面投票)

第15条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名または記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の途中で退席する総代は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1)所定の用紙を用いないもの
- (2)選挙される役員の氏名のほか、他事を記載したもの
- (3)人名がなにびとか確認しがたいもの

(投票の区分)

第17条 理事と監事の投票は、区別して行なう。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員が資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とする。

(退任)

第19条 総代が役員に就任したときは、総代を退任するものとする。

(再選挙)

第20条 役員の数に足りる当選者、又は就任者を得ることができないときは、理事長は、速やかにその人員不足について総代会を招集し、さらに選挙を行わなければならない。

(補充選挙)

第21条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(定めのない事項)

第22条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員選挙管理委員会がこれを決定する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会において行なう。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和50年5月24日改正した九州大学生協同組合役員選挙規則を廃止する。

3 この規約は、改正し令和3年5月29日から実施する。



## 監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規定は、法令及び定款に基づく監事の職務と監査に関する基準及び監事会の運営について定める。

(監事の基本姿勢)

第2条 監事は、法令及び定款並びに監事監査規則を遵守し、業務並びに会計に関する監査を行い、この組合の事業の発展に寄与するとともに、組合員の付託と要請に応じていかななければならない。

2 監事は、常にこの組合をめぐる状況等の把握に努めるとともに、不断に理事及び職員との意志疎通を図り、業務の実態を把握していかななければならない。

3 監事は、監査意見をまとめるにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、正当な注意を払わなければならない。

4 監事はその職務を行うにあたり、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、その職務を通じて知り得た事項について、その秘密保持も留意しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第3条 監事の職務及び権限は次の通りとする。

(1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告の作成に関する事項、その他の事項

(2) 生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項

(3) 生協法第31条の6に定められた役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項

(4) 生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告の作成に関する事項

(5) 生協法第31条の8に定められた公認会計士又は監査法人（以下「会計監査人」という。）の選任、解任、不再任に対する同意に関する事項、その他の事項

(6) 生協法第31条の9に定められた会計監査人が欠けた場合等における一時会計監査人を選任する事項

(7) 生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は総代若しくは組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項

(8) 定款第38条に定める事項

(9) その他法令及び定款に定める事項

(監事会)

第4条 監事は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行うため、監事会を設ける。但し、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事会は監事をもって構成し、監事の過半数（複数の監事）の出席で成立する。

3 監事会は、定期に開催する。但し、必要ある時は随時開催することができる。

4 監事会の招集は、あらかじめ選出された特定監事が行う。但し、他の監事が招集することを妨げない。

5 監事会の協議事項は、次の各号の通りとする。

(1) 監査の方針及び実施計画

(2) 監査の実施結果についての意見交換

(3) 監査報告書の作成

- (4) 総（代）会に報告すべき事項
- (5) 監事の選任議案に関する事項
- (6) 監事の報酬に関する事項
- (7) 役員の実任を迫る訴えに関する事項
- (8) 理事の不正行為等に関する事項
- (9) 理事の損害賠償責任免除に関する事項
- (10) その他監査に関する重要事項

6 監事会の決議事項は、次の各号の通りとする。

- (1) 特定監事の互選
- (2) 監事による総（代）会又は理事会の招集に関する事項
- (3) 組合の代表権に関する事項
- (4) 監査についての規定の設定、改廃に関する事項
- (5) 監査費用に関する事項
- (6) その他監事とその職務を遂行する上で必要と認めた重要事項

7 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。但し、前項第1号ないし第3号については、監事全員の合議を経るものとする。

8 監事会は、理事又は必要に応じその他の関係者の出席を求めることができる。

9 監事会は、協議の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、これを保管する。

10 監事会の招集に関する事務、資料の整理保管その他運営に関する事務は、この組合の職員にあたらせることができる。

#### (議事録)

第5条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 監事会に出席した理事又は関係者の氏名
- (5) 監事会の議長の氏名

#### (重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席することができる。

3 監事は、理事会議事録のほか、重要な会議の議事録及び関係資料を閲覧することができる。

#### (監査の手續)

第7条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に予告するものとする。ただし、監査の内容により、特に予告する必要を認めない場合はこの限りでない。

2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

3 監査を実施するための基準は、日本生協連が定めた生協監事監査基準による。

(監査報告書)

第8条 監事会は、監査に基づき、協議のうえ監査報告書を作成する。異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。

2 監査報告書は、各監事が署名又は記名押印のうえ、この組合の理事長に提出するものとする。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、監事会が行い、総（代）会の承認を得るものとする。

附則

1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に監事会規定及び監査規定を廃止する。





# 役員報酬規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は九州大学生協同組合(以下生協という)の役員の報酬、定年、退職慰労金等に関する事項を定めたものである。

(役員定義)

第2条 この規則で役員とは、総代会において選出された理事、監事をいう。

## 第2章 役員報酬

(役員報酬の基準)

第3条 役員報酬は、総代会で決定した役員報酬予算総額の限度内において、各役員の役職と責任に応じて定める。

2. 役員報酬は社会的水準、他大学生協、職員給与との均衡を考慮して定める。
3. 非常勤役員の報酬は別表に定める。

(役員報酬の決定)

第4条 各役員の報酬額はこの規則にもとづき、毎年、役員報酬に関する委員会(以下役員報酬委員会という)で審議の上、理事会で決定する。

2. 役員報酬委員会は、理事長が構成理事より任命する。

(役員報酬の構成)

第5条 役員の報酬は原則として役員報酬のみとする。

(支給方法)

第6条 役員報酬は年額で決定し、その12分の1の金額を毎月職員給与の支給日に支給する。

2. 支給対象期間は、毎年6月より翌年5月までの任期中の期間とする。

(通勤手当及び行動手当)

第7条 役員の通勤、行動にかかる費用については生協より支給する。

(長欠役員の報酬)

第8条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合、役員報酬は原則としてその任期が満了するまで減額しない。但し、任期途中において退任した場合はこの限りでない。

(役員報酬の減額)

第9条 役員報酬は理事会において、業績その他の事由に応じて減額することができる。

## 第3章 役員の定年

(役員の定年)

第10条 常勤役員の定年は60才から65才とし、個別常勤役員について理事会で定める。

2. 常勤役員の任期は、定例総代会から定例総代会とする。  
但し、理事会の議決で変更することができる。

## 第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第11条 役員の退職慰労金は、常勤役員が退任する場合に、その在任期間の功労に報いるために総代会の承認を得て支給する。

(支給条件)

第12条 前条の退職慰労金は、役員に次の各号に該当する事由が発生した場合に支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 任期中に辞任したとき
- (3) 任期中に志望により退任したとき
- (4) 常勤理事が非常勤理事になったとき

(決定方法)

第13条 退職慰労金の支給額は、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。  
算定基準は次の通りとする。

- (1) 退任時の役員報酬の12分の1×任期×支給係数。
- (2) 「任期」は年とする。端数は月割り処理とし、1ヶ月未満は切り上げとする。
- (3) 「支給係数」は以下のとおりとする。  
専務・常務・理事 0.7

(退職慰労金の減額)

第14条 生協の名誉を毀損し、あるいは生協に著しい損害を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の議決により減額し、または支給しないことができる。

(退職功労金)

第15条 在任中とくに功労が認められる役員、または在任中に死亡、障害を受けて退任したときは、退職慰労金の他に退職功労金または弔慰金を支給することができる。

2. 退職功労金、弔慰金の額は、退職慰労金の範囲とし、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。

## 第5章 付則

(改廃)

第16条 この規則の改廃、変更は理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(施行)

この規則は1960(昭和35)年12月1日より施行する

この規則は1972(昭和47)年6月1日より改正実施する

この規則は1983(昭和58)年12月1日より改正実施する

この規則は1991(平成3)年6月1日より改正実施する

この規則は2003年6月1日から改正実施する

この規則は2007年4月1日から改正実施する

この規則は2015年1月1日から改正実施する

<別表>

	月額
理事長	¥30,000
常任理事	¥17,000
理事	¥7,000
監事	¥7,000
顧問	必要に応じ理事会で決定



